

平成23年第1回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

3月2日（水）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

日程第 7 施政方針表明（岩澤町長）

日程第 8 議案第10号 平成23年度嵐山町一般会計予算議定について

日程第 9 議案第11号 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議

定につい

て

日程第10 議案第12号 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算
議定につ

いて

日程第11 議案第13号 平成23年度嵐山町介護保険特別会計予算議定に
ついて

日程第12 議案第14号 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定
について

日程第13 議案第15号 平成23年度嵐山町水道事業会計予算議定につい
て

日程第14 議案第16号 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについて

日程第15 議案第19号 町道路線を廃止することについて（道路台帳の補
正）

日程第16 議案第20号 町道路線を認定することについて（道路台帳の補
正）

日程第17 議案第21号 町道路線を認定することについて（開発行為）

○出席議員（13名）

1番 畠山美幸 議員

2番 青柳賢治 議員

3番 金丸友章 議員

4番 長島邦夫 議員

5番 吉場道雄議員	6番 柳勝次議員
7番 河井勝久議員	9番 川口浩史議員
10番 清水正之議員	11番 安藤欣男議員
12番 松本美子議員	13番 渋谷登美子議員
14番 藤野幹男議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	久保かおり
書記	石橋正仁

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
高橋兼次副町長	
安藤實総務課長	
井上裕美政策経営課長	

中	西	敏	雄	税務課長
中	嶋	秀	雄	町民課長
岩	澤	浩	子	健康福祉課長
簾	藤	賢	治	環境課長
新	井	益	男	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教 育 長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
新	井	益	男	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。第1回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 12 名であります。定足数に達しております。よって、

平成 23 年嵐山町議会第 1 回定例会は、成立いたしました。これより開会いたします。

(午前10時01分)

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、

第3番議員 金丸友章議員

第4番議員 長島邦夫議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

[柳 勝次議会運営委員長登壇]

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第1回定例会を前にして、2月23日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席者は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長、並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、人事1件、条例5件、予算10件、その他6件、計22件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第1回定例会は、本日3月2日から3月24日までの23日間とすることに決定いたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定したことをご報告いたします。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり、本日2日から24日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から24日までの23日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

昨日、埼玉県町村議会議長会定期総会がさいたま市県民健康センターで開催され、あわせて自治功労者表彰式が挙行されました。

本町議会では、町村議会議員として15年以上在職した功労に対し、安藤欣男議員、松本美子議員、清水正之議員、川口浩史議員が、全国町村議会議長会から表彰を受けられ、伝達されました。

また、川口浩史議員につきましては、町村議会議員として15年以上在職した功労に対し、埼玉県町村議会議長会からも表彰を受けております。まことにおめでとうございます。今後とも地方自治の進展にご活躍いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、さきの12月定例会において可決されました議員提出議案第8号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書、議員提出議案第9号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書及び議員提出議案第10号 TPPに参加しないことを求める意見書につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長及び関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、人事1件、条例5件、予算10件、その他6件の計22件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成22年11月から平成23年2月末までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成23年2月3日、吉見町の「フレサよしみ」において、比企郡町村議会議長会主催の議員研修会に議員11名が出席いたしました。

平成23年2月15日、さいたま市の県民健康センターにおいて比企郡町村議会議長会主催の正副議長及び事務局長合同研修会に本職と副議長が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、本職あてに「国民保護に関する嵐山町計画」の一部を変更した旨の報告がありました。その計画等の写しを、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長あて要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、平成 22 年第3回定例会において採択した「子宮頸がん及び細菌性髄膜炎を予防するワクチンの公費助成を求める請願」2件について、今定例会において処理経過及び結果報告の請求を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。

なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際、これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政

報告を申し上げたいと思います。

本日ここに平成 23 年嵐山町議会第 1 回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、平成 23 年度予算案をはじめ町政の重要課題につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案いたします議案は、人事 1 件、条例 5 件、予算 10 件、その他 6 件、合計 22 件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決ご決定を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、平成 22 年 11 月から平成 23 年 1 月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、交通安全関係で報告をさせていただいておりますように、町では町民の皆様をはじめ関係機関のご協力をいただきまして街頭キャンペーンを実施するなど、交通安全の啓発そして事故防止に力を注いでおります。こうした取り組みにより、長期間にわたり死亡事故ゼロを続けておりましたが、先月、大蔵市内における事故により 2 名の尊い命が奪われ、記録が途切れることとなりました。この悲惨な事故を教訓といたしまして、新たなスタートを切り、関係機関と協力をして、交通事故撲滅に向けてより一層取り組んでま

いる所存でございます。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。
して、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会よりお手元の説明書に基づきまして3点ほどご報告を申し上げます。

31 ページをお開き願います。31 ページ、2、学校教育関係ですけれども、来年度の小学校、中学校の入学予定者数、予定につきまして通知を送付させていただきました。これに基づきまして新年度の各学校における学級編制を進めております。

小学校につきましては151名、前年度同期に比べて22名の子供の増加と、中学校につきましては171名、前年同期に比べて3名の減と、こういう状況でございます。

続きまして、32 ページをお開きください。32 ページ一番下、生涯学習関係の諸事業ですが、一番下、1月9日成人式とあります。これについては、長年女性教育会館で開催をしておりましたが、改修等の関係で今年度は役場の町民ホールで行いました。議員の皆様方にもご臨席を賜りまして、まこ

とにありがとうございます。形式としましては、若い人の力で若い人の成人を祝うということで、小学生もお手伝い、実行委員会の委員としては中学生、高校生、成人、成人先輩を含めて14名で実行委員会を立ち上げ、若い人ならではのアイデアとか豊かな感性を生かした成人式ができたのかなと思っております。

町のほうが前面に出ないで、実行委員会の皆さん方の企画、運営ということでサポートする側に回りました。今までにない成人式でしたけれども、今後さらに充実に向けていろんな方々のご意見、ご感想をいただきながら、充実した成人式になればと考えております。

続きまして、3点目、最後、お隣の33ページですけれども、真ん中ほどの文化財博物誌関係でございますが、文化財事業関係の1月13日、森林とのふれあい体験活動推進事業、杉山場跡環境整備でありますけれども、玉ノ岡中学校が県の寄居林業事務所の委託によって森林とのふれあい体験推進事業ということで、7年間杉山城の環境整備に努めていただきました。それぞれ1年生、2年生、3年生、作業の内容を分けて間伐をしたりとか、チップまきをしたりとか、間伐材の運搬等をやっていただきました。月曜日にいよいよ杉山城の保存管理活用検討委員会を立ち上げまして、その中でこの事業については、子供たちの郷土学習とか体験学習だとか里地里山の保全というような関係で、今後もこの事業を進めていただきたいということで計画に入れさせていただきました。

その他の事業につきましては、ご報告のとおりでありますので、ご高覧を
いただきたいと思います。

以上で、教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長のご指名でありますので、総務経
済常任委員会より報告をいたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長 藤野幹男様

総務経済常任委員長 吉場道雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

本委員会は、閉会中の特定事件である「安全安心なまちづくりについて」

を調査するため、1月19日並びに2月21日に委員会を開会し、調査研究を行った。

1 1月19日の委員会について

当日は、安藤総務課長、内田副課長に出席を求め、以下の説明を受けた後、質疑に移った。今回は、公共の場の安全について説明を受けた。

公共施設の安全会議の一番の関心は、公共施設の耐震である。平成7年10月に建築物耐震改修の促進に関する法律が制定された。その背景には、平成7年7月の阪神・淡路大震災で6,435人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接の死傷者数は5,502人であり、さらに約9割の4,831人が住宅建築物の倒壊によるものだった。その後も平成16年10月の新潟中越沖地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成17年8月の宮城県沖地震、平成19年3月の石川県能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手宮城内陸地震と、次から次へと頻繁に発生している。想定外の地震が頻発し、どこで地震が発生してもおかしくない状況であり、平成18年1月に建築物耐震改修の促進に関する法律が一部改正になった。

そのような状況を踏まえ、嵐山町における公共施設の耐震対策は、役場庁舎、アイプラザ、やすらぎ、なごみ、健康増進センター、勤労福祉会館、農業構造センター、花見台管理センターは、すべて新耐震設計によって建築されている。中央公民館は、平成23年度に取り壊す予定になっている。吉田

集会所については、建物の大きさから、耐震不要(500 平米以下)になっている。知識の森図書館、B & G、オオムラサキの森活動センターについては、耐震設計基準で設計されており、不要である。

学校施設は、菅谷小学校校舎と体育館、七郷小学校校舎、菅谷小学校校舎と体育館とありますけれども、志賀小学校と菅谷小学校の体育館はまだされていないので、この体育館というのを削除してもらいたいと思います。

ちょっとまた読み直します。学校施設は、菅谷小学校校舎、七郷小学校校舎、志賀小学校校舎、菅谷中学校校舎、玉ノ岡中学校の校舎と体育館、嵐山幼稚園の耐震診断、改修が完了している。七郷小学校体育館、菅谷中学校体育館は、平成 22 年に耐震診断を行っており、23 年度改築する予定になっている。こちらすべてが公共施設で、オオムラサキの森活動センターを除いてほかすべてが町の避難場所に指定である。

続いて、通学路の安全について説明を受けた。通学路の安全点検を東松山の県土整備事務所管内地区通学路安全検討委員会が5年に1回実施している。要望に対して仕分けを行い、5カ年で計画実施する。通学路安全検討委員会は、東松山県土整備事務所、郡内の市町村、東松山、小川、入間警察署、東京電力の川越支社、熊谷支社、NTT東日本の埼玉支店、以上で組織されている。各学校や幼稚園からの要望を取りまとめ、それに対して計画を立てる。直近では、平成 19 年に調査を行った。平成 19 年度の東松山県土整備事務所での要望は 109 件であった。そのうち 19 件が嵐山と

いうことで、そのうちの 18 件を対応、21 年度までに9カ所完了、嵐山町についての要望は 83 件であり、71 カ所対応、21 年度までに 39 カ所実施で、進捗率 57%であった。

次に、AEDについて

町内にAEDの設置場所は、役場、健康増進センター、知識の森図書館、B&G、生き生きふれあいプラザなごみ、やすらぎ、各小中学校、嵐山幼稚園である。県に設置登録された施設は、嵐山郷、社会福祉協議会、武蔵野ユートピア、大妻嵐山中学校、高等学校、こどもの心のケアハウス、嵐山分署、嵐山歯科クリニック、武州産業の以上である。平成 18 年から平成 21 年にかけて 917 人が受講している。役場職員は、平成 18 年から 140 人が受講している。

以上の説明を受け、質疑に移った。

主なものとして

問 AEDは、子供用のサイズがあるのか。

答 小学校、中学校、幼稚園には設置されている。

問 AEDの出前講座を地区でやると効果があると思うが。

答 消防署で受講してもらうのがよいが、人が多く集まる機会にできないか消防署に話をしたい。

問 通学路の安全対策で、学校の要望は全部対応できるのか。

答 回答はしているが、内容についてはできないものもある。

2 2月21日の委員会について

当日は、安藤総務課長、内田副課長、田邊都市整備課長に出席を求め、土砂災害について説明を受け、町内における河川の現状、土砂災害危険箇所を視察し、意見交換を行った。

(1)河川の現状

市野川しゅんせつ工事を行っていて、平成22年度、精進橋下流から矢崎橋、矢崎橋から滑川町境、関越道手前まで2工区に分けて河川の立木伐採、堆積土砂の撤去工事を行い、23年度は精進橋から杉山の相生橋までの工事予定である。

(2)土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は町内に41カ所あり、イエローゾーン(土砂災害警戒区域)、レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)に色分けしており、このうち9カ所について県の調査が終わっている。残っている箇所は、地域で説明会を開き調査していく。

以上の説明を受け、質疑に移った。

主なものとして

問 事前に調査が終わっているのに、事前に工事ができないか。

答 事故があつてからの工事だけ。

問 調査はしたが、指定箇所はあるのか。

答 ない。市町村の見解を聞き、県が指定。

問 災害が発生したとき、保障はあるのか。

答 保障はない。

意見として

- ・危険区域に指定された場合、自主防災組織の充実を図り訓練を行う。
- ・指定するのだから認識をし、建物を建築する場合、制限を設ける。
- ・会社などが所有している土地は、会社などで対応してもらいたい。

以上報告し、中間報告といたします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長の報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会の委員会報告を行います。

お手元に既に報告書をお届けしてあると思うのですが、一部訂正があります。7ページの下から9行目なのですが、「随意契約が締結された」となっていますが、「随意契約の準備中である」というふうに訂正させてくだ

さい。

では、読み上げます。

平成 23 年 3 月 2 日

嵐山町議会議長 藤野 幹 男 様

文教厚生常任委員長 渋谷 登 美 子

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

本委員会は、「地球温暖化対策について」と「文教厚生常任委員会に係る施設とそれにかかる人的配置について」を閉会中の特定事件とし、12 月 20 日、12 月 24 日、1 月 14 日、1 月 27 日、2 月 7 日、2 月 22 日、2 月 24 日に委員会を開会し、調査研究した。

1 地球温暖化対策について

12 月定例会後、(仮称)地球温暖化対策推進条例(案)を策定するために、前文案チーム、条例案チームをつくり、条例案たたき台を策定する作業をそれぞれ行った。

(1)12 月 20 日の委員会について

校長会と「地球温暖化対策についての教育」について意見交換を行った。玉ノ岡中学では、学校給食残渣と落ち葉で腐葉土をつくり、腐葉土を利用していること。菅谷中学校では、菅谷小学校の小学生に腐葉土を利用して育

成したドングリの苗をプレゼントする取り組みがあり、小さな循環型社会を学習していること、七郷小学校では学校芝生化の効果があったこと、志賀小学校では土どめのための野芝で芝生化を行った結果がよかったことなどの話があった。

子供には、川遊びなどの自然との触れ合いを大切にすることが最も大切ではないかという提案、並びに負担が大きい事業は難しいという話があり、委員会としても里地里山の触れ合いが町の特徴であること。負担の少ない方法の確立が必要であることを再確認した。

その後、条例案の策定について協議し、校長会との意見交換会を加えると8回の意見交換会を行っており、そこでの意見を前文、条文に生かし、各チームでたたき台を作成することにした。

(2)12月24日の委員会について

前文案、条例案のたたき台を検討し、第1案を完成させた。第1案は、低炭素地域づくり条例プロジェクトチームに送付し、条例案についての意見を1月14日にいただく手配を整えた。また、4月1日の広報に条例案を掲載し、パブリックコメントで町民意見を聴取することに決定した。

(3)1月14日の委員会について

低炭素地域づくり条例プロジェクトの上岡直見さん(環境自治体会議環境政策研究所)、竹下涼子さん(低炭素地域づくり条例プロジェクト事務局)、平田仁子さん(機構ネットワーク)、廣瀬稔也さん(市民と議員の条例づくり

会議／市民立法機構)の4名を参考人として招致し、(仮称)地球温暖化対策推進条例案について意見交換を行った。また、嵐山町に有効な地球温暖化対策の資料の提供をお願いした。

(4)1月27日の委員会について

低炭素地域づくり条例プロジェクトの条例案への提言をもとに条例案を見直し、2月4日の全員協議会について協議した。条例名については、公募することを決定した。・2月4日の全員協議会で、条例案について全議員に条例案について説明をした。

(5)2月7日の委員会について

全員協議会でいただいた意見への対応として、4月第2週に低炭素地域づくり条例プロジェクトのメンバーにより、

ア、国内外の動向(京都議定書後)

イ、条例案の見解(地方議会における条例制定の意義)

ウ、事業者への協力を求めるため説明の仕方について講演を依頼することにした。

今後のスケジュールとして

① 条例案について、総務課例規担当に条文について検討を求める。

② 2月22日、町長、副町長、教育長に条例案について説明する。

③ 4月1日号の広報において条例案を掲載し、4月4日から5月8日までをパブリックコメントの期間とする。同時に条例名を公募する。

④ 4月24日に条例案についての住民説明会を行い、基調講演「ア国内外の動向、イ条例案の見解、(地方議会による条例制定の意義)」について、低炭素地域づくり条例プロジェクトに依頼することを決定した。

⑤ パブリックコメント終了後、条例案の見直しを行い、例規審査会に条例文の検討を求める。

⑥ 再度条例案を見直し、6月定例議会に上程することを決定した。

(6)2月22日委員会について

須藤環境課長より嵐山町環境基本条例案について説明を受け、環境基本条例と(仮称)地球温暖化条例の整合性を検討することにした。その後、町長、副町長、教育長に条例案について説明をし、4月8日までに条例案、例規担当指摘後の見直しをした条例案について見解をいただくことを協議し、議会事務局長より例規担当の条文についての指摘の報告を受けた。

(7)2月24日委員会について

例規担当の条文案の指摘を受け、再度見直しをし、広報掲載条例案、広報掲載記事について検討をした。また、「市区町村単位でCO2排出量の数値を正確に把握できる制度を求める意見書(案)」の提出を協議し、本議会において議案上程することを協議した。

町への要望事項

4月15日金曜日、午前10時より全員協議会において低炭素地域条例プロジェクトの平田仁子氏による「ア国内外の動向(京都議定書以後)イ条

例案の見解(地方議会による条例制定の意義)ウ事業者に協力を求めるため説明の仕方について」の講演を開催する。その講演に関係各課、できれば全課より1名が参加されるように要望する。

2 文教厚生常任委員会にかかる施設と人的配置について

(1)1月27日の委員会について

小林こども課長に菅谷中学校体育館、七郷小学校体育館の設計について説明を求めた。設計について12月21日に発注し、3月までに設計をする予定である。体育館設計検討委員会を設け、1月27日までに2回の検討会を開催したということであった。

菅谷中学校体育館は、改築前の床面積は1,257平方メートルであるが、改築後は1,456平方メートルになること、敷地面積は51平方メートルの増になり、高さは11.7メートルで、改築前より1.5メートル高くなる。アリーナのほか一部2階があり、卓球台6台が置ける多目的ホールとエレベーターが設置される。入り口の両サイドにトイレ、管理室を設け、管理室は、プール等での更衣室を兼ねる。屋上に太陽光発電パネルが設置され、現段階では20キロワットの発電が予定され、モニターが設置される。

七郷小学校体育館は、改築前の床面積は571平方メートルで、改築後は662平方メートルになる。器具庫が広くなり、主出入り口、児童出入り口にトイレが接する設計である。アリーナ部分の天井の高さは7メートルである。菅谷中体育館と比較すると天井が低い、児童対象の体育館であるため、

球技に必要な高さより子供が手をつないで円形になったときの体育館の壁までの距離が基準となり、日影規制の限度の高さである。屋上に4キロワットの太陽光発電パネルが設置される予定である。

なお、体育館が新設となるため、180人槽の合併浄化槽(予算5,000万円程度)を新たに設置する必要がある。両体育館ともアリーナ部分の照明のLED化は、まだ機器が開発されていないということであった。この体育館が新設となるため180人槽の合併浄化槽というのは、これは七郷小の体育館のことです。

工事のスケジュールは、4月に一般競争入札を行い、5月下旬に契約、6月議会に議案上程、来年2月には完成させ、卒業式には間に合うようにする。建設期間中の運動器具の保管、体育事業については、菅谷中学校は菅谷小学校と調整し、部活動は菅谷小学校とB&Gで調整する。七郷小学校については、体育の授業は校庭で行い、必要な場合は農業構造センターを活用する。

(2)2月22日の委員会について

ふれあい交流センターを大塚生涯学習課長に説明を求め、視察した。2月22日の段階で進捗率は65%であるが、防音室のグラスウールの納入がおくれているが、7月にはオープンし、公民館が解体を進める必要があり、悩ましい点である。委員会は、嵐山町のこれからの施設としてふさわしいよい施設が建設されていること、会議室の数も不足することはないであろうと

確認し、オープンに期待している。

屋上には、太陽光発電パネルが設置されており、屋上に上った。屋上からのながめがよく、好奇心あふれる子供にとって屋上に上るはしごが目についたら危険であること、天窗もあり何らかの措置が必要であることを話し合った。

また、南側のグリーンカーテンのロープの位置が雨の当たらない位置にあるため、若干ずらしたほうがよいという意見があった。

帰庁後、小林こども課長より、学校給食センター業務委託にかかわる業者選定についての説明を受けた。平成 22 年 11 月 26 日、職員 10 名による嵐山町学校給食センター給食調理等業務委託に関するプロポーザル審査委員会が設置され、5回の審査の結果、深谷市の東京ワックス株式会社と随意契約の準備中である。3社が参加したが、それぞれの評価と価格が異なり、財政状況を勘案し、1年間の契約金額が 2,400 万円の東京ワックス株式会社に決定したということである。

現在の非常勤給食調理業務員全員が継続したいという希望があり、その点について東京ワックス株式会社と交渉すること、パート職員については、東京ワックス株式会社は 110 万円の7人分で見積もっていることの説明があった。3月 22 日に給食が終了し、4月 12 日が給食開始日であり、20 日間が準備期間となる。

以上報告し、中間報告としますが、ふれあい交流センターの視察の状況

のスライドがありますので、皆さん一緒に見ていただきたいと思います。

委員会報告の前面です。

次、お願いします。これは12月20日に行った校長会とその意見交換会の説明の写真です。

次、お願いします。これは、入っていくところなのですが、入り口のところです。このような形で、22日の段階ではこのような状況でした。

次、お願いします。これは入っていったところの前面のところですが、ここには、まだピクチャーレールがないというふうな説明でした。

次、お願いします。ここは、一番奥のフリースペースのところ、一番右奥のフリースペースの部分です。

次、お願いします。これが左奥の会議室で、このところでは一応腰板が全部木になっています。

次、お願いします。床を張っているところです。これは1階の会議室の防音室のところ、このところのグラスウールがまだ入っていない。全部でグラスウールの納入がされていないところが3カ所あるのですが、これは1階の部分です。

次、お願いします。これも会議室1ですが、これは真ん中のところが仕切りになっていて、仕切りがあって、そして手前のほうは調理室の試食室になるところです。ここも腰板が張ってあります。

次、お願いします。ここが調理室です。調理室の先生のほうの調理台の

上にパネルがあるのですけれども、そのパネルで先生の手作業がわかるという形になっています。

次、お願いします。これは、商工会の会議室になっているところです。前よりも広いというふうな感じで見ています。

次、お願いします。これは多目的室なのですけれども、調理室の上の多目的室で防音室に入るガラスウールがまだないところです。ここに鏡が設置されて、床が木になります。

次、お願いします。ここは湯沸かし室兼洗い場で、こちらで絵や何か行ったときとか、そういったことの洗い場があるというところで、比較的広い状況になっていました。

次、お願いします。ここはエレベーターホールで、見た感じは広い感じがして、ゆったりしたスペースです。

次、お願いします。ここは和室で、まだできていないのですけれども、一部ここにかまができるように炉がつくれます。奥に、ここにはないのですけれども、水屋が設置されるということです。

次、お願いします。これが多目的室で、旧おもちゃ図書館に入るところで、分かれていて、右側のほうがトイレなどがあつたりします。そして、左側が多目的室で、防音室のところになります。

次、お願いします。これ全体が多目的室なのですれども、ガラスウールが未納で、そして次のところに行ったらわかるのですけれども、耐震工事も

進められています。

次、お願いします。ここのちょっと見たら手前のところが赤い部分になっているのですけれども、耐震の事業が行われている部分です。

次、お願いします。これ多目的室の奥で、その奥が丸くなっているところなのですけれども、このまま使われていくということです。

次、お願いします。その右側の奥のトイレです。トイレはこんな感じになっていて、次お願いします。女性トイレですけれども、全部洋便器になっています。

次、お願いします。ここは事務室なのですけれども、これは内側から見たところの事務室で、車いす対応のところと、それから一般の方対応のところになっています。

次、お願いします。外側から見たところで、入り口から入ってきたところが奥のところになります。そして、こちら側が車いす対応の事務の受付のところになります。

次お願いします。これが南側になるのですけれども、南側がグリーンカーテンの位置が今のところだと、雨がかからないので、その上の部分に変更したほうがいいのではないかということなのですが、ここのところは設計者のほうと埼玉県住宅供給公社のほうと話し合ってみないとわからないということでした。

その奥に屋上に上る階段があって、そこからみんな私たちは上っていつ

たのですが、そのところがちょっと見えないのですけれども、ちょっと危険かなというふうな感じです。

次、お願いします。これが太陽光パネルの発電が置いてあるところです。割と広くて、奥を見られたらわかるのですけれども、眺めがとてもいいです。こんな眺めは初めて見たというところで、みんなでゆっくり眺めていました。天窓があるのですけれども、ここも危険かなというふうな感じで見ました。

次、お願いします。やっぱり天窓が幾つもあるので、そして高さ自身が、高さが30センチから50センチなのですね、行くところの。それが危険かなというふうに、それは映っていないのですけれども、それは危険かなというふうな感じでした。

次、お願いします。これは全体なのですけれども、ここから見ますと、やはりここに、また南側ではなくて1階の上からはしごが、ここでは2カ所あって、そこでやはり子供がちょっと外に窓から出たら上れるかなというので、危険かなというふうな感じでした。

以上です。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会の報告をいたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思います。

平成23年3月2日

嵐山町議会議長 藤野幹男様

議会活性化特別委員長 清水正之

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

議会活性化の調査・検討について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化について」を調査するため、12月13日、16日、17日、22日、2月8日並びに27日に委員会を開催し、調査研究を行った。

(1)12月13日の委員会について

当日は、前回に引き続き条文(案)について検討した。

第2章、議会及び議員の活動原則、第2条(議会活動の原則)、第4条については「町民への説明責任」についての部分では、冒頭に「議決責任を認識し」を加えるかどうかを検討したが、原文のままにすることに決定した。

第6条は、「町民にとってわかりやすい議会運営を行い、議会資料を公開すること」とした案もあるが、類似した条文があり、掲載しないことに決定した。

第3条(議員の活動原則)第5項は、「議会の構成員として、一部の代表にとどまらず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること」を加えることで決定した。

第3章、町民と議会の関係、第6条(町民参加及び町民との連携)第5項では、条文の「その審議においては」を削り、「提案者」を「提出者」に改めることで決定した。

第7条(情報公開)では、必要に応じて議会報告会開催を「年1回以上議会報告会を開催」することで決定した。

第4章、行政と議会の関係、第9条(議会審議における論点情報の形成)

第2項は条文どおり、第3項は「前項の目的を達するため、議会は議案について、町長等に出席を求め、議案説明会を開催するものとする」を加えることに決定した。

第5章もしくは第6章、議会運営、第13条もしくは14条(委員会)第3項は、第6条2項に追加したため削除することとした。

第6章もしくは第7章、議会の機能強化、第15条もしくは16条(調査機関及び検討会の設置)第1項、第2項及び第17条もしくは第18条(研修及び調査研究)は、条文どおり決定した。

(2)12月16日の委員会について

前回に引き続き条文(案)について検討した。

第5章、議員間の自由討議について協議したが、結論には至らなかった。

(3)12月17日の委員会について

前回に引き続き条文(案)について検討した。

第3章、町民と議会の関係第7条の見出しについては(情報公開の充実)とすること、第1項と第2項を入れかえること。第2項中の「基準」については、別表を検討することで決定した。

第5章を章立てにするかどうかは、引き続き協議した結果、章立てせず第13条(議員間の自由討議)として条立てにし、「議員は議会の権能を発揮するため積極的に議員相互間の自由討議に努め、結論を尽くしていかなければならない」を第1項に、第2項を「議会は、議長、副議長等を選出する

ときは、その経過を明らかにしなければならない」とすることに決定した。

また、「議会運営」を「議会の適正運営」に改めることに決定した。

第7章、議会の機能強化、第20条(政務調査費)第2項に「第7条第1項の規定により」を加えることに決定した。

第8章もしくは第9章、議員定数、議員報酬、政治倫理、第21条もしくは第22条、各議員定数、第2項及び第22条もしくは23条(議員報酬)の条文案中「活用するものとする」を「活用して決定するものとする」とすることに決定した。

(4)12月22日の委員会について

前回の委員会に引き続き条文(案)について検討した。

第3章、町民と議会の関係、第7条(情報公開の充実)第2項中、別表にない項目の根拠を「嵐山町情報公開条例による」を再検討した結果の報告があり、合意した。

また、第4章、行政と議会の関係、第8条(町長との関係)第3項「議員は法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない」。規定及び第11条(議決事項の追加)、第4号から第6号までの福祉健康及び介護、次世代育成及び環境に関する計画の議決追加事項は、意見の一致に至らず削除することになった。

第5章、議会の適正運営、第12条(議会運営)第2項の「議長、副議長等の選出に係る候補者の所信表明の機会」は、条文に明記しなくても現状

の運用で対応できることを確認し合意した。附則第2項、条例公布に伴う既存の「議会の議決すべき事件を定める条例」の廃止の明記及び第3項の施行に必要な事項への委任は削除することに決定した。

今後は、条例(素案)を例規担当に見ていただくこと。2月1日発行、議会だよりに全文を掲載し、パブリックコメントを聴取していく。また、2月27日に住民との意見交換会を実施することを確認した。

(5) 2月8日の委員会について

この日は、大妻の生徒が傍聴をいたしました。当日は、例規担当に見ていただき、指摘された箇所について検討した。

第7条2項の別表中の「傍聴の許可」及び第16条(調査機関の設置)について意見が出された。この件については、住民との意見交換会及びパブリックコメント聴取後、検討することとした。なお、住民の意見交換会は全員出席で行うこととした。

(6) 2月27日の委員会について

当日は、住民との意見交換会を実施した。参加者は2名であった。参加者からは多くの意見、要望が出された。

主な意見、要望は、

・条文が努力規定になっている。これでは議会の空洞化現象が起きてしまうのではないかと。もっと強い規定にすべきではないか。

・「～しなければならない」のように、義務規定になっているが、もっと具

体的に規定すべきではないか。23 条の関係です。

- ・議員活動費としての政務調査費以外はあるのか。
- ・議会は住民に対してもっと強いメッセージを発してほしい。
- ・政策論議が住民に見えない。
- ・パブリックコメントなどの意見はどう反映していくのか。
- ・将来にとって重要なものは議決規定にすべきではないか。これは 11 条の関係です。

・専門的知見の活用は、別の形にすべきではないか。ということで、16 条の関係です。

こうした意見が出されました。今後は、パブリックコメントの聴取も含め検討していくということです。

以上報告し、中間報告といたします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

◎施政方針表明

○藤野幹男議長 日程第7、町長の施政方針表明を行います。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 本日、平成 23 年第 1 回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝にしてご参会を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会の開会に当たりまして、平成 23 年度の町政に関する基本的な考え方と予算の概要についてご説明を申し上げます。

時代には、転換点となる時期があります。ご存じのとおり、昭和 39 年の東京オリンピックは、日本の戦後復興からの脱却と高度経済成長への転換点でありました。そして、今思いますと、多くの犠牲者を出した 16 年前のあの不幸な阪神・淡路大震災は、コミュニティー、地域の連帯の重要性を再認識をする転換点だったのではないのでしょうか。その後のいわゆる「失われた 10 年」を経て、安全・安心も、地域の振興やコミュニティーの復活も、人々のつながりなくして実現できないことが周知されてきたのではないのでしょうか。各地で起きた震災や食の安全問題、長引く経済の低迷など、ここ数年は激動の時代を進んでいるかのようにあります。

平成 17 年には、とうとう人口減少社会になり、リーマンショックという 100 年に 1 度と言われた大不況も経験することとなりました。東アジアをはじめとする新興国の経済発展も目まぐるしく、日本の名目 GDP (国内総生産) は、年間を通じて初めて中国を下回り、世界第 3 位との報道もされておりました。

国会も混乱をきわめ、日本の首相はここ数年で何人もかわっております。まさに、時代は大きな転換点ではないでしょうか。

今後の嵐山町のまちづくりにおいて、今ほど見通しのつかない時期はありません。人口減少・少子高齢社会というこれまでにない社会状況下での運営となります。

平成12年の法改正により本格的に始まった地方分権への流れも少しずつではありますが、進展しつつあります。市町村は基礎的自治体として、自主的で個性的なまちづくりを行っていかねばなりません。

このような背景で第5次嵐山町総合振興計画(案)は策定されました。本総合振興計画(案)は、さまざまな方の協力をいただき作成され、関係者の皆様にはこの場をおかりをして感謝を申し上げます。

第5次嵐山町総合振興計画(案)は、今後10年間を町民・行政・企業・各種団体等すべてが心を合わせ、さらなる協働による「地域経営」のまちづくりにより難局を乗り越え、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」を目指すものであります。

この将来像を実現すべく、次のとおり計画初年度の予算案を編成させていただきました。

一般会計 58 億 6,500 万円、対前年度比 1.4%減、国民健康保険特別会計 18 億 1,486 万 3,000 円、対前年度比 5.5%減、後期高齢者医療特別会計 1 億 4,234 万 3,000 円、対前年度比 0.6%増、介護保険特別

会計9億 6,003 万 4,000 円、対前年度比 4.3%増、下水道事業特別会計5億 4,427 万 7,000 円、対前年度比 14.4%減、水道事業会計 10 億 323 万 5,000 円、対前年度比 38.6%増、予算総額は 103 億 2,975 万 2,000 円、対前年度比 0.3%増となります。ただし、一般会計の平成 22 年度は、平成7年度に発行した役場庁舎建設事業での起債の借りかえを1億 2,660 万円行いましたので、実質 4,160 万円の増額、対前年度比 0.7%増となります。

一般会計の歳入では、前年度に引き続き町税が 1.0%減の約 2,500 万円の減額となっております。法人町民税は約 1,600 万円の増額となりましたが、個人町民税は約 4,400 万円の減額、固定資産税は約 400 万円の減額となっており、大変厳しい状況が続いております。

地方交付税は、約1億 400 万円、19.8%の増額となりましたが、今年度も昨年度とほぼ同額である約2億円の基金の取り崩しを行っており、厳しい状況には変わりありません。また、7億 7,000 万円の起債を発行するなど、プライマリーバランス(基礎的財政収支)を守ることができない財政運営が続いています。

このような状況下ではありますが、町民の方が暮らしやすく、希望の持てる町であり続けるために、「人と人とのつながり」と未来へつなげる予算額を確保することといたしました。

それでは、平成 23 年度の主な事業につきまして、新しい第5次嵐山町

総合振興計画(案)の各種施策について説明をさせていただきます。

1. 町民と行政の協働による調和のとれたまち

まず、1つ目は、「町民と行政の協働による調和のとれたまち」でございます。

第5次嵐山町総合振興計画(案)は、「町民と行政の協働のまちづくり」をさらに前面に押し出す計画です。これからのまちづくりは、行政も町民も「私たちのまち」という強い自覚と連帯感なくしては運営していくことができません。いわゆる箱物の整備だけでは豊かな町は築けません。人と人がつながりふれあいを大事にすることにより、豊かな町になっていくという原点に立つ必要があります。

平成23年度からは、地域と行政の連携を強め、地域活動の支援や情報提供をスムーズに行っていくため、地域支援課を設置することにいたしました。

平成23年度は、昨年度から勤労福祉会館を改修し、整備を行ってまいりました(仮称)ふれあい交流センターがオープンいたします。この新しい施設に子供から高齢者までの人々が集い、つながりを持つことにより、嵐山町のさらなる活性化に大きく寄与するものと確信しております。

さらに、ボランティア登録の促進、連携、活動への助言等を行うボランティアコーディネーターを配置をし、積極的にボランティア活動を支援をしてまいります。

地域の創意工夫によりコミュニティーの活性化を図る地域コミュニティー事業補助金も、引き続き助成をしております。また、各コミュニティー団体のつながりを充実させるため、新たにコミュニティー協議会を発足をさせ、コミュニティー団体全体の活性化を進めてまいります。

嵐山町総合振興計画審議会でもご意見がありました広報公聴活動につきましても、行政と町民の皆様を結ぶ有効な手段として力を入れてまいります。

男女共同参画の施策では、平成15年に男女共同参画都市宣言を公布し、条例制定も行ってまいりました。男女共同参画基本計画は平成23年度が終期となります。男女がお互いを理解し合い、さまざまな分野においても参画し、性別にとらわれず、一人一人に合った多様な生き方、働き方が選択できる環境づくりを目指し、町民の皆様とともに計画を策定してまいります。

2. 健康で互いに支えあう生き活きとしたまち

2つ目は、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」でございます。

子供たち一人一人が健康で、安心して生活できるよう、新たに子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成を行ってまいります。

さらに、虫歯の罹患率を減少させるため、1歳6カ月児及び3歳児健康診査に受診された幼児に対する弗素塗布事業や、母親が積極的に赤ちゃん

にかかわることを促す赤ちゃん教室を行ってまいります。

平成 23 年度は、第3期障害者計画・障害福祉計画の最終年度であります。障害者施策は、現政権のマニフェストでは改正することとなっておりますが、国会情勢が非常に不安定となっており、予断を許さない状況であります。国の動向を十分注視をしながら、障害を持っている方にとりましても暮らしやすい町となるよう、町民の皆様とともに計画を策定してまいります。

第5期介護保険事業計画も平成 23 年度が最終年度となっております。平成 21 年度から3年間を十分に検証し、今後迎える超高齢社会を見据えた計画となるよう、町民の皆様の意見を聞かせていただきながら策定してまいります。

超高齢社会を迎えるに当たっては、元気な高齢者をふやしていくことが肝要であるとの意見を数多く聞いております。町では、これまで「めざせ100歳元気！元気！事業」など元気な高齢者を応援する施策を行ってまいりましたが、今後も先ほどのボランティア支援事業とともに元気な高齢者がより多くなってもらえるような施策を積極的に推進してまいります。

昨年「無縁社会」という言葉がはやりました。残念ながら町でも孤独死をされた方がおりました。地域で支え合い、見守り活動を行う施策をこれからも進め、人と人とのつながりのさらなる強化に努めてまいります。

また、疾病の早期発見、早期治療を目指すため、75 歳以上の高齢者の方への人間ドックの助成を行ってまいります。健康で長生きしていただくこと

により、医療費の削減にも努めてまいります。

国民健康保険特別会計は、景気の低迷により国民健康保険税が大幅に落ち込む中、医療費は上昇しており、大変危機的な状況でございます。医療費を抑制し、健康を保持していただくためにも生活習慣病の予防対策事業を積極的に推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

平成 23 年度からは、皆様の健康づくりを総合的に推進し、地域福祉及び障害者福祉施策をさらに充実をさせるため、健康いきいき課を設置をすることにいたしました。また、長寿生きがい課を設置し、超高齢社会を的確に対応していくための体制づくりを進めてまいります。

3. 水と緑に恵まれたうるおいのあるまち

3つ目に「水と緑に恵まれたうるおいのあるまち」でございます。

嵐山町の豊かな資源の象徴な施設である蝶の里公園は、6月から9月までの繁忙期に案内人を増員をし、サービスの向上に努めてまいります。

地元地区からの要望をいただき、整備のための協議を重ねてまいりました(仮称)堂沼公園は、平成 23 年度及び平成 24 年度の2年間で整備を行ってまいります。

地球温暖化防止のため昨年度から始めました太陽光発電・高効率給湯器設置補助金は大変ご好評をいただき、申請件数が増加をしております。今年度も引き続き助成を行ってまいります。

平成 13 年に取得をいたしました ISO14001 につきましては、当初の目

的を達成し、終了することといたしました。現在検討を行っております環境基本条例の制定により、新たな段階へと進めてまいります。

上水道につきましては、安全な水を安定供給していくため、引き続き配水管の耐震化を進めるとともに、老朽化した第3水源のポンプ及び電気設備の交換工事や菅谷及び千手堂地区の導水管布設替え工事を行ってまいります。

昨年度から進めております市町村設置型合併浄化槽整備事業では、浄化槽整備推進事業に関する実施方針を公表し、事業が円滑に進むよう体制を整えてまいります。

4. 歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち

4つ目は「歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまち」でございます。

こども医療費は、町では近隣市町村に先駆けて中学校就学前まで助成を行ってまいりました。医療費の支給につきましては、一度病院の窓口で払っていただき、それを請求いただく償還払いを行っておりますが、窓口払いの廃止の要望も強くいただいております。しかしながら、窓口払い廃止は、コンビニ受診の増加や国民健康保険制度においてペナルティーを受けるなど、他への影響が大きくなります。町では、効率的で効果的な財政運営を目指しており、その費用を他の子育て施策に活用することになっているところでございます。

平成 23 年度からは、保育料の階層区分の見直しと5%削減を行い、約 1,000 万円の負担軽減をさせていただきました。また、「健康で互いに支えあう生き活きとしたまち」でご説明いたしましたとおり、新たに始まる子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌等の予防接種の財源にもかせていただいております。皆様からいただいている税金は貴重なものでございます。無駄なく有効に活用させていただくためにも、多少不便かと存じますが、申請書は医療機関に提出ができますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、病児、病後児等の子供を預かり、保護者が安心して育児をしながら働き続けることを支援をするファミリーサポート事業を行うことといたしました。今後もさらなる子育て支援施策を充実をまいります。

学校教育では、平成 22 年度の国の補正予算に対応し、長年の懸案でありました七郷小学校及び菅谷中学校体育館の改築工事を行ってまいります。さらに、菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震診断も行います。学校施設では、校舎は既に耐震化が済んでおります。菅谷小学校及び志賀小学校体育館の耐震化を行うことにより、すべての学校施設の耐震化が終了することとなります。これからも児童・生徒の皆さんが安心して勉学に励み、元気に学校生活を送れるよう体制を整備してまいります。

近年問題となっております発達障害児に対しましても専用教室の整備を行い、専門家の巡回相談を行ってまいります。

地域の方々の多くの協力をいただいております地域ふれあい推

進事業も、引き続き実施してまいります。

昨年度から整備を行っております(仮称)ふれあい交流センターは、今年度オープンします。生涯学習のさらなる充実と住民主体のまちづくりを推進するため、人と人とのつながりを築く拠点施設として体制を整えてまいります。

スポーツの拠点として皆様にご利用いただいておりますB&G海洋センターは、老朽化が進んでいます。本年度は、平成24年度の改修に向けて設計業務を行ってまいります。

町制施行25周年記念として、平成4年から始まりました博物誌編さん事業も残りわずかとなりました。これまで進めてまいりましたウェブ化を本格的に開始していくことによりまして、積み上げてきた動植物・地質・歴史・民俗などの嵐山の貴重な資産がだれでもいつでも見ることができるようになります。

5. 安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち

5つ目は、「安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち」でございます。

皆様のご協力をいただきまして、町内の交通死亡事故ゼロは2年余り続いておりましたが、不幸にも大蔵地区の県道で死亡事故が発生してしまいました。嵐山町民の方ではありませんでしたが、若い命が一瞬にしてなくなってしまい、交通事故の恐ろしさを改めて感じております。

交通安全施策につきましては、これまでも関係団体の方をはじめ多くの皆様にご協力をいただいておりますが、これからも引き続き施策の充実を

図ってまいります。

2月22日、ニュージーランド南部でマグニチュード6.3の大地震が発生いたしました。不幸にも多くの日本人の方も被害に遭っており、大変心を痛めております。

町では、役場庁舎周辺を最も重要な防災拠点と定めております。平成20年度からは国の補助金を活用し、給食センター・防災倉庫・防災広場整備工事など重点的に整備を行い、昨年度主要な整備は終了することができました。町では、それ以外も避難場所の看板設置など、防災施策を重点的に行ってまいりました。地域の皆様のご協力をいただき、平成22年4月には町の全地域において自主防災組織が設置されたところであります。平成23年度は、それらを踏まえ、地域防災計画の改定を行ってまいります。

平沢土地区画整理事業及び東原土地区画整理事業につきましては、住宅地として多くの方が定住していただけるよう、引き続き支援を進めてまいります。

平成19年度から進めてまいりました都市再生整備計画により、菅谷中央地区の整備も平成23年度が終期となります。町道2-21号線、菅谷3号線など、児童・生徒の皆さんが安心して通学してもらえるよう引き続き通学路の整備を行ってまいります。

地域から要望をいただいております生活道路の整備につきましても、国の補助を活用しつつ計画的に行ってまいります。

県は、現在「ゆるキャラ」による地域おこしを進めております。比企地域にも多くのゆるキャラが誕生をしております。町でも公募によるキャラクターを募集し、県等と連携した地域おこしを進め、観光事業の活性化を進めてまいります。

さらに「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」に合った新しい嵐山町のシンボルマークも策定いたします。新たな 10 年に向けてデザインを公募し、町のさらなるイメージアップを図ります。

現在国では、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の締結について議論されているところでございますが、農業関係者の間では反対の声も多く聞かれております。農業は国家の基幹であります。嵐山町も後継者不足、農地の保全など厳しい状況に置かれております。平成 23 年度から環境部門と農業部門の課を統合し、一体的に行政運営を行うことによりまして、嵐山町の貴重な農地とそれを取り巻く里山環境の保全を図ってまいります。地域から要望のありました千手堂地区の排水路整備も行ってまいります。

高齢者の外出手段確保のため検討を重ねてまいりましたデマンド交通につきましても、試行的に 75 歳以上の免許をお持ちでない方を対象にタクシー利用券を交付をしております。本年度は利用状況を把握し、現在走っております民間バス路線を含め検討を重ね、嵐山町に合った効率的で効果的な公共交通を目指してまいります。

6. 計画の実現に向けて

第5次嵐山町総合振興計画(案)を実現するためには、これまで以上に職員育成が欠かせないものとなります。今後も「地域経営」をさらに充実していくために、職員育成基本方針に基づき、職員の資質の向上に努めてまいります。

納税者の利便性と収納率の向上を図るため平成23年度から町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のコンビニ収納を始めてまいります。

平成23年度予算は、引き続き税収の落ち込みなど苦しい編成となりました。ここ数年(仮称)ふれあい交流センターや七郷小学校及び菅谷中学校体育館の改築工事等によりまして、プライマリーバランスが守られていない状況であります。しかしながら、自立したまちづくりを行うためには、安定的で持続的な財政運営を行う必要があります。県の緊急雇用基金を活用し、公有財産台帳を再整備することによりまして、公会計による財政諸表を公表し、透明な財政運営を行ってまいります。国の平成22年度の長期債務残高は668兆円となる見込みとのことです。嵐山町は、次代にツケを残さない財政運営を行うよう努力してまいります。

さて、社会心理学には「予言の自己成就」という言葉があるそうです。人々が予言(思い)を信じて行動することにより、結果として予言(思い)と同じ現実がつくられる現象をアメリカの社会学者マートンが名づけたものだそうです。

今後予想される厳しい状況下での 10 年間のまちづくりには、今までにも増して協働まちづくりを進め、「地域経営」をますます発展させていく必要があります。町民の皆様からも「私たちのまち」という強い自覚が欠かせないと意見をいただいております。もちろん行政職員も同じ気持ちで職務に当たる必要があります。

以前から、何度も私は嵐山町の歴史・自然のすばらしさ、豊かさを話してまいりました。杉山城跡が平成 20 年に国指定になったことから証明されています。蝶の里公園や嵐山溪谷周辺のさいたま緑のトラスト保全第3号地などは、町外からも多くの方が訪れていただいております。

その豊かな土壌を持つ嵐山町を支えているのは、そこに住む町民の皆様です。私は、皆様が「人と人とがつながろう」という強い意識が地域を変え、また町を変えていき、笑顔で暮らせる豊かな町をつくると考えています。そういった思いを強く持つことにより「予言の自己成就」がなされ、「地域経営」による全員参加のまちづくりが行われるのではないのでしょうか。

現在は、時代の転換点だと言われています。平成 23 年は卯年です。「卯」という字には門をあける、開くという意味があるとも言われています。新たな嵐山町の歴史をつくるため、勇気を持って心の門、扉をあけようではありませんか。新しい 10 年に向かって心を開き、人と人とのつながりをつくり、人々の笑顔をつなぐ、そういった思いを強くし、豊かな町を実現させようではありませんか。

以上、平成 23 年度の町政運営に関する基本的な考え方と平成 23 年度予算の概要を申し上げました。

今後も嵐山町が発展するため、全身全霊を傾注し、持続的で自立した行政運営に努めてまいり覚悟でございます。議員の皆様並びに町民の皆様には、引き続き特段のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 ご苦労様でした。

これにて施政方針表明を終わります。

議事の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時43分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号～議案第15号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 日程第8、第10号議案 平成23年度嵐山町一般会計予算議定についての件、日程第9、第11号議案 平成23年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、日程第10、第12号議案 平成23年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、日程

第 11、第 13 号議案 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、日程第 12、第 14 号議案 平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件及び日程第 13、第 15 号議案 平成 23 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件、以上 6 件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第 10 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 10 号は、平成 23 年度嵐山町一般会計予算議定についての件でございます。平成 23 年度の町政を執行するため歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 6,500 万円と定めるものであります。このほか債務負担行為 2 件及び地方債 8 件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額等について定めるものでございます。

次に、議案第 11 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 11 号は、平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件でございます。平成 23 年度の国保会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 1,486 万 3,000 円と定めるものであります。このほか一時借入金の借り入れの最高額について定めるもので

あります。

次に、議案第 12 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 12 号は、平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件でございます。平成 23 年度の後期高齢者医療会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,234 万 3,000 円と定めるものであります。

次に、議案第 13 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 13 号は、平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件でございます。平成 23 年度の介護保険会計を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,003 万 4,000 円と定めるものであります。このほか歳出予算の流用について定めるものであります。

次に、議案第 14 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 14 号は、平成 23 年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件でございます。平成 23 年度の下水道を運営するため、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4,427 万 7,000 円と定めるものであります。このほか債務負担行為 2 件及び地方債 1 件の設定並びに一時借入金の借り入れの最高額について定めるものであります。

最後に、議案第 15 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 15 号は、平成 23 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件でございます。平成 23 年度の水道会計は、業務の予定量を給水戸数

7,390 戸、年間総配水量を 288 万 4,000 立方メートルと定めまして、収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を 5 億 883 万 5,000 円、事業費用を 4 億 7,230 万 7,000 円、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入 1,100 万円、資本的支出 4 億 9,440 万円とするものであります。このほか一時借入金の限度額等について定めるものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 提案説明の次に細部説明を求めますが、ここで暫時休憩いたします。午後の再開は午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 30 分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案説明が終わっておりますので、次に担当課長から細部説明を求めます。

まず、第 10 号議案 平成 23 年度嵐山町一般会計予算議定について細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第10号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、初めに予算案の参考資料をごらんいただきたいと思えます。2ページをごらんください。予算額等の推移でございます。

平成23年度の当初予算額は58億6,500万円でございます。前年度伸び率は1.4ポイント低くなっておりますが、平成22年度は役場庁舎の借換債が1億2,660万円プラスされておりましたので、この分を差し引きますと4,160万円の増額となるものでございます。町税につきましては26億1,668万6,000円でございます。対前年度伸び率は1.0ポイント低くなっております。普通建設事業費は9億2,388万1,000円でございます。対前年度対比1,614万円の減額でございます。人件費でございますが、13億1,991万3,000円でございます。前年度対比1,603万9,000円の増額でございます。町債につきましては7億7,220万円でございます。前年度対比1億510万円の減額となっております。

次のページの歳入の財源内訳表でございます。自主財源であります。予算額31億3,257万1,000円でございます。構成比53.4%であります。前年度対比4,691万6,000円の減額でございます。減額の主なものは町税でございます。2,541万円の減額を見込んでいるところでございます。分担金及び負担金でございますけれども、1,142万9,000円の減額

となります。これにつきましては、保育料の減額が主なものでございます。

次に、依存財源であります。予算額 27 億 3,242 万 9,000 円で、構成比は 46.6%でございます。前年度対比 3,808 万 4,000 円の減額でございます。主なものでございますが、地方交付税につきましては 1 億 400 万円の増額、国庫支出金 3,326 万 4,000 円の増額、県支出金につきましても 5,927 万 2,000 円とそれぞれ増加しておりますが、町債が 2 億 3,170 万円の減額となったものでございます。

自主財源と依存財源の構成比でございますが、平成 22 年度と同一となりました。

5 ページをお願いします。歳出の性質別内訳表でございます。義務的経費であります。予算額 27 億 3,855 万 5,000 円、構成比 46.7% でありまして、1 億 9,261 万 4,000 円の減額となっております。

内訳であります。人件費は 1,603 万 9,000 円の増額、扶助費は 207 万 7,000 円の減額、公債費につきましては 2 億 657 万 6,000 円の減額となっております。

投資的経費であります。予算額 9 億 2,388 万 1,000 円、構成比 15.8% でありまして、1,614 万円の減額でございます。普通建設事業費の補助分は減額となりますが、単独分が増額となるものでございます。

12 ページをお願いします。基金の状況でございます。積立基金の平成 22 年度末現在高見込みでございますが、5 億 2,240 万 6,000 円。取り崩

し額2億600万円、平成23年度末現在高見込み3億1,653万1,000円という状況でございます。

14、15ページをお願いいたします。平成23年度の特別会計を含む主な建設事業施工箇所及び事業名でございます。この中で平成23年度の都市再生整備計画交付金事業、9まちづくり交付金事業でございますが、北部地区で7事業で2億66万円、中央地区7事業で4億7,158万円、合計いたしますと6億7,224万円でございます。

次に、21ページをお願いいたします。起債残高の推移でございます。普通債の平成23年度末起債残高につきましては36億9,637万3,000円、その他の起債残高34億633万9,000円、起債残高合計71億387万8,000円と推計しております。前年度対比で申し上げますと、2億5,496万4,000円の増額となったものでございます。

それでは、当初予算書の8ページをお開きいただきたいと思います。第2表債務負担行為でございますが、農業近代化資金利子補給融資分及び特別小口融資制度に係る損失補償でございます。期間、限度額につきましては、ごらんいただいておりますとおりでございます。

第3表地方債でございますが、農業農村整備事業限度額450万円につきましては、千手堂地内の排水路整備工事でございます。都市再生整備計画事業3億5,700万円は、旧まちづくり交付金事業でありまして、平成23年度は中央地区で2億5,460万円、北部地区1億240万円でございます。

道路整備事業 1,200 万円は、菅谷西側線の整備でございます。狭あい道路等整備促進事業 410 万円は、志賀 100 号線の整備でございます。公園整備事業 860 万円でございますが、(仮称)堂沼公園整備でございます。商業施設整備事業 450 万円は、鎌形地区及び平沢2区に設置いたします耐震性防火水槽でございます。体育施設整備事業 150 万円でございますが、B&G海洋センタープール及び体育館の修繕工事設計委託でございます。臨時財政対策債につきましては、3億 8,000 万円でございます。

16、17 ページをお願いします。歳入でございますが、第1款町税につきましては第3項の軽自動車税、第4項の町たばこ税は増額であります。第1項の町民税及び第2項の固定資産税がそれぞれ減額見込みでございます。前年度対比で申し上げますと 2,541 万 2,000 円の減額と推計しているところでございます。

18、19 ページをお願いします。第2款の地方譲与税、次の第3款の利子割交付金、第4款の配当割交付金、次のページの第5款の株式等譲渡所得割交付金、第6款の地方消費税交付金、第7款のゴルフ場利用税交付金、第8款の自動車取得税交付金につきましては、前年と同額の計上でございます。

第9款の地方特例交付金であります。平成 22 年度の実績に基づきまして児童手当及び子ども手当特例交付金を 292 万円減額するものでございます。

22、23 ページをお願いします。第 10 款の地方交付税6億 2,800 万円につきましては、基準財政需用額及び収入額を試算するとともに国の動向も考慮いたしまして、前年度対比1億 400 万円の増額といたしました。

第 11 款の交通安全対策特別交付金 600 万円につきましては、前年と同額でございます。

第 12 款の分担金及び負担金でございますが、24、25 ページをお願いします。計でございますけれども 1,142 万 9,000 円の減額でありまして、保育料の階層区分の拡大及び5%の減額等によりまして保育料負担金が 1,048 万 4,000 円ほど減額しておりまして、その分プラス平成 22、23 年度が比企医師会の在宅当番医制の幹事町のため、8市町村からの負担会といたしまして 390 万 5,000 円、この増額が主なものでございます。

30、31 ページをお願いします。第 14 款の国庫支出金の民生費国庫負担金 383 万 8,000 円の増額につきましては、障害者自立支援給付費負担金、これが 894 万 8,000 円の増額、それと 32、33 ページをお願いします。子ども手当国庫負担金 660 万 7,000 円の増額でございます。減額分につきましては、昨年まで児童手当に係る交付金、負担金とございまして、その分の減額でございます。

次に、第2項国庫補助金の土木費国庫補助金1億 4,301 万円ほどの増額でございますが、都市再生整備計画事業交付金、先ほど来申し上げていきますまちづくり交付金でございますけれども、1億 3,658 万円の増額となる

ものでございます。

34、35 ページをお願いします。活力創出基盤整備交付金というのがありますが、これが 260 万円ございます。橋梁の長寿命化修繕計画、これの策定に対して 260 万円が補助されるものでございます。

4目の教育費国庫補助金1億 611 万 6,000 円の減額でございますけれども、(仮称)ふれあい交流センター整備分が減額になっているものが主なものでございます。

36、37 ページをお願いいたします。第 15 款県支出金、県負担金の旅券事務交付金というのが右側でございますけれども、パスポートの申請、交付事務の移譲に対しまして交付されるものでございます。歳出でまた、内容につきましてはご説明申し上げます。

38、39 ページをお願いします。第2項の県補助金でございますが、6,186 万 6,000 円の増額でありまして、主なものでございますが、43 ページをごらんいただきたいと思えます。右側中ほどに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時補助金といたしまして 923 万円、1つ置きまして、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金が 2,154 万 6,000 円の増額、そして1つ置きまして農地情報効率化対策事業費補助金といたしまして 150 万円、45 ページをお願いします。県費単独土地改良事業補助金といたしまして 300 万円、1つ置きまして、マスコットキャラクター作成に対しましての地域づくり提案事業費補助金として 100 万円、及び(仮称)志賀堂沼公園整備に対しまし

て1,100万円などでございます。

次に、第3項の委託金であります。47ページをお願いいたします。平成23年度の増額分の主なものは、県知事選挙及び4月1日告示の県議会議員選挙委託金でございます。減額分につきましては、昨年ございました参議院議員選挙委託金及び国勢調査事務費交付金でありまして、差し引きますと450万2,000円の減額となるものでございます。

50、51ページをお願いします。第18款の繰入金につきましては、財政調整基金から2億500万円、ふるさとづくり基金から100万円、計2億600万円を繰り入れるものでございます。

58、59ページをお願いします。第20款諸収入の雑入の計でございますが、893万8,000円の減となっておりますが、平成22年度は比企ふるさと市町村圏組合返還金といたしまして1,029万1,000円ほどございました。その減額が主なものでございます。

第21款町債でございますが、土木債で本年度3億5,760万円でございます。

60、61ページをお願いします。消防費とありますが、大変申しわけありませんが、消防債と訂正をお願いいたします。消防債で450万円、教育債で2,560万円ございまして、都市再生整備計画事業債、それから県のふるさと創造貸付金等で起債いたしまして、歳入概要に列記いたしました各事業を実施していくものでございます。臨時財政対策債につきましては、本年

度は3億8,000万円でございます。

町債の計でございますが、7億7,220万円で、前年度対比2億3,170万円の減額となるものでございます。

続きまして、70、71ページをお願いします。歳出でございますけれども、第2款総務費総務管理費の財政管理事業1,142万円の増額につきましては、県の緊急雇用事業で公有財産台帳整備を委託する、これを行うものでございます。

78、79ページをお願いします。広域路線バスの運行事業でございますが、500万円の減額になっております。ときがわ町からの負担金の減が主なものでございますが、平成22年10月からご承知のとおりときがわ町からの路線が増加したこと等によりまして、ときがわ町から来る2路線につきましては、これまでとは反対に本町がときがわ町へ負担金を支払うこととしたものでございます。

次に、都市再生整備計画検証事業33万9,000円につきましては、平成23年度をもちまして嵐山中央地区、これが終了いたします。この検証を行う経費でございます。

80、81ページをお願いします。9目の町民活動推進費5,294万5,000円は新規計上でございます。ふれあい交流センターの管理事業、活動事業、ボランティア活動支援事業及び人件費等でございます。

90、91ページをお願いします。第2項徴税費の一番下でございますが、

徴収事業 321 万 5,000 円の増額でございますが、コンビニ収納手数料の増が 212 万 2,000 円及びコンビニ収納システムソフトレンタル料等、これが 236 万 3,000 円でございます。

92、93 ページをお願いします。第3項住民基本台帳費の戸籍住民総務事業 44 万 1,000 円の増額でございますが、旅券事務委託料といたしましてパスポートの申請交付事務を東松山市に委託するものでございます。これにつきましては、歳入でこの額がそのまま入ってきております。

次の住民基本台帳外国人登録事務事業 850 万 9,000 円の増額でございますけれども、法改正に伴いまして外国人データを整備するための電算委託料の増額等でございます。

94、95 ページをお願いいたします。第4項の選挙費でございますが、本年度は県知事選挙、県議会議員選挙、町議会議員選挙の3選挙を予定しているところでございまして、その執行経費を計上しておりまして、合計いたしますと 2,628 万 5,000 円となるものでございます。

106、107 ページをお願いします。第3款民生費の社会福祉費の介護給付訓練等給付事業 1,508 万 4,000 円ほどの増額でございます。平成 22 年度の実績を考慮いたしましての増額でございます。

112、113 ページをお願いします。左の一番下にデマンド交通事業がございまして、603 万 5,000 円でございますが、高齢者の移動手段の確保のため試行的にタクシーの初乗り運賃を助成いたしまして、利用状況を把

握する経費でございます。

114、115 ページをお願いします。4目の老人医療費の老人保健事業につきましては、老人保健特別会計の廃止に伴いまして科目設定をさせていただくものでございます。

116、117 ページをお願いいたします。一番下の後期高齢者医療保険事業 2,125 万 2,000 円の増額につきましては、75 歳以上の人間ドックの委託料、これが 60 万円、新規でございます。

119 ページをお願いします。一番上でございますけれども、後期高齢者医療広域連合負担金 1,835 万 2,000 円ほどの増額でございますけれども、これは実績に基づきます増額でございます。

120、121 ページをお願いします。第2項児童福祉費の児童措置費でございますが、児童手当特例交付金支給事業の減額、子ども手当支給事業の増額で、差し引きいたしますと 1,676 万 3,000 円の減額となるものでございます。

122、123 ページをお願いします。保育所保育事業の委託料でございますが、ファミリーサポート・病児・緊急預かり事業委託料 75 万円でございますが、小学校6年生までの子供を対象に、病児、病後児の一時保育、宿泊を伴う一時保育、臨時突発的な一時保育を実施するための委託料でございます。

124、125 ページをお願いします。保健衛生費の保健衛生総務事業 386

万5,000円の増額につきましては、本町が平成22年度、23年度、比企医師会在宅当番事業の幹事のため、在宅当番医制事業運営負担金、これは9市町村の424万7,000円の増額が主なものでございます。

128、129 ページをお願いします。予防接種事業でございまして、2,423万1,000円の増額となっております。本年度は、中学1年生から高校1年生までの女子を対象にした子宮頸がんの個別接種、生後2カ月から5歳未満を対象にしたヒブワクチンの個別接種、生後2カ月から10歳未満を対象にした小児肺炎球菌の個別接種等の医師の委託料が増額となるものでございます。

132、133 ページをお願いします。地球温暖化防止事業でございしますが、400万円の増額でございます。太陽光発電・高効率の給湯器設置補助金でございまして、平成22年度の実績を考慮いたしまして、1件当たり5万円の100件分といたしました。

138、139 ページをお願いします。第6款農林水産業費、農業費、農業振興事業の委託料、遊休農地地図情報システム構築業務委託料150万円でございますが、耕作放棄地の状況を地図情報上で管理するシステムを導入するものでございます。

140、141 ページをお願いします。一番下でございしますが、畜産振興事業502万7,000円の増額であります。土地購入費488万3,000円につきましては、平成15年に経営構造対策事業として建設いたしました鎌形

の堆肥施設の用地 4,650 平米、これを購入するものでございます。

142、143 ページをお願いします。土地改良事業 911 万 2,000 円の増額の主なものでございますけれども、干手堂地内の前沼下流排水路、これの整備工事 910 万円が主なものでございます。

148、149 ページをお願いします。第7款商工費のマスコットキャラクター等作成事業 205 万円につきましては、町のイメージアップ及び地域活性化を図るため、マスコットキャラクター及びシンボルマークを制定等するための経費でございまして、205 万円でございます。

152、153 ページをお願いします。第8款土木費、道路橋梁費の生活道路整備事業でございますが、2,284 万円ほどの減額になっておりますが、事業概要に列記いたしました中で志賀 100 号線を除きまして平成 23 年度に実施いたします都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)でございますけれども、その関連経費でございます。工事請負費の主なものでございますが、菅谷3号線が 5,700 万円、菅谷東西線 2,850 万円、杉山 164 号線 3,000 万円等でございます。

154、155 ページをお願いします。幹線道路整備事業でございますが、町道1-17号、2-26号線の設計委託を除きまして、都市再生整備計画事業でございまして、工事請負費の主なものは町道1-20号線、3,720万円、1-3号線 3,000万円等でございます。

次に、5目の橋梁維持費の橋梁改修事業 1,590 万円につきましては、

橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料として480万円及び関越自動車道の越畑地内の2つの橋梁の剥落対策の工事負担金、これが1,100万円でございまして、ネクスコ東日本へ支払うものでございます。

158、159 ページをお願いします。第3項の都市計画費では、平沢土地区画整理事業へ今年度3億4,150万円及び東原土地区画整理事業へ2,600万円の補助を行うものでございます。

162、163 ページをお願いします。公園等整備事業2,250万円につきましては、(仮称)堂沼公園整備をするための経費でございまして、平成23年度、平成24年度の2カ年で整備をする予定でございます。

164、165 ページをお願いします。9款消防費の消防施設整備管理事業1,171万2,000円の増額でございしますが、鎌形地区及び平沢2区の耐震性防火水槽設置工事、これが主なものでございます。

172、173 ページをお願いします。第10款教育費の教育総務費の発達障害等早期支援対策事業49万円でございしますが、発達障害児の支援の強化のため巡回相談を実施する等の経費でございます。

次に、182、183 ページをお願いします。小学校費の小学校施設改修事業でございしますが、測量設計委託料630万円でございしますが、菅谷小学校、志賀小学校の体育館の耐震診断業務委託、今年度行うものでございます。

198、199 ページをお願いします。第5項社会教育費の(仮称)ふれあい交流センター建設事業でございしますが、本年度は防災広場及びふれあい交

流センターの駐車場、消防車庫を整備するための経費といたしまして

5,239 万円でございます。

208、209 ページをお願いいたします。第6項の保健体育費の体育施設費、スポーツ施設管理事業 212 万 8,000 円の増額でございますが、B&G 海洋センタープール・体育館修繕工事設計業務委託料 200 万円の増額が主なものでございます。

210、211 ページをごらんください。一番下でございますが、学校給食運営管理事業 2,643 万 3,000 円の増額でございますが、213 ページをお願いいたします。委託料の中で給食センター調理等業務委託料 3,500 万円がございます。この委託料につきましては、給食調理員の外部委託を行うものでございます。

214、215 ページをお願いします。第 12 款の公債費につきましては6億 531 万 8,000 円でございます、前年度対比2億 657 万 6,000 円の減額でございます。

第 13 款予備費につきましては、2,021 万 8,000 円とさせていただきます。

216 ページの給与費明細書以降につきましては、ご高覧願いたいと思います。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、第 11 号議案 平成 23 年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について及び第 12 号議案 平成 23 年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について細部説明を求めます。

中嶋町民課長。

〔中嶋秀雄町民課長登壇〕

○中嶋秀雄町民課長 それでは、議案第 11 号の細部についてご説明を申し上げます。

最初に、平成 23 年度予算案の参考資料のほうをごらんいただきたいと思いますが、24 ページをお願いいたします。この 24 ページには、歳入構成の円グラフと款ごとの予算額及び構成比を表にしております。歳入の総額は 18 億 1,486 万 3,000 円で、構成比の大きな順に前期高齢者交付金 5 億 4,050 万 8,000 円で構成比 29.8%、次いで国民健康保険税 4 億 7,470 万 1,000 円で 26.2%、国庫支出金 3 億 5,073 万 4,000 円で 19.3%となっております。23 年度当初予算では、前年度 3 番目でありました前期高齢者交付金が国保税及び国庫支出金を上回る予算計上となっております。

次の 25 ページは、歳出の構成でございますが、同じく構成比の大きな順に保険給付費 12 億 5,238 万円で構成比 69.0%、次いで後期高齢者支援金等 2 億 2,800 万 3,000 円で 12.6%、共同事業拠出金 1 億 9,412 万 9,000 円で 10.7%となっております。

次の 26 ページをお願いいたします。26 ページは、世帯数と被保険者数の推移の表であります。平成 23 年度末の見込みで世帯数は 3,044 世帯、被保険者数は 5,515 人で、前年比較では若干の増と推計をいたしているところがございます。

次の 27 ページ以下につきましては、年度別の医療費の推移等の資料でございますが、説明は省略をさせていただきますので、後ほどご高覧をいただきたいと思っております。

なお、27 ページの一般及び退職のグラフ、こちらにつきましては当初予算額の比較の表でございます。28 ページ以下の資料につきましては実績額及び見込額ということで作成をいたしておりますので、そのようにごらんをいただきたいというふうに思います。

それでは、ここからは予算書に沿ってご説明をさせていただきます。予算書の 238、239 ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、1 款国民健康保険税の 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 4 億 2,014 万 6,000 円で、前年比較で 3,750 万 2,000 円の減となっております。積算内訳といたしまして、1 節の医療給付費分から 3 節の介護納付金分までの現年課税分につきましては、それぞれ調定額の収納率を 91%と見込み、計上をさせていただきます。

次に、2 目の退職被保険者等国民健康保険税は 5,455 万 5,000 円で、前年比較で 333 万 8,000 円の減となっております。積算内訳といたしまし

て1節の医療給付費分から3節の介護納付金分まで、現年課税分につきましてはそれぞれ収納率を98%と見込んで積算をいたしております。

次に、240、241 ページをお願いいたします。3款国庫支出金ですが、1項1目療養給付費等負担金は2億9,299万2,000円で、前年比較6,889万7,000円の減でございます。内訳としまして1節の現年度分の療養給付分が1億8,735万3,000円で、これは一般被保険者の療養給付費、各種療養費、高額療養費、移送費等の所要額の34%が交付されるものでございます。この計算過程で前期高齢者交付金の34%が減額されることとなっております。この後説明させていただきますが、23年度はこの前期高齢者交付金が大幅に増額になるものと見込まれまして、この増額の影響を受けて負担金は減額、減になるというものでございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金1,300万円は、標準高額医療費拠出金に対しまして国と県より4分の1ずつが交付されるものでございます。

3目の特定健康診査等負担金165万5,000円は、特定健診、特定保健指導の補助として国と県より補助単価の3分の1ずつが交付されるものでございます。前年比較では183万9,000円の減となっておりますが、これは前年度までは目標率に基づき積算計上をさせていただいておりましたが、23年度につきましては実績に基づきまして予算計上をと積算を改めさせていただきました。この結果、減となるものでございます。

次に、2項の国庫補助金でございますが、1目財政調整交付金は4,264万7,000円で、普通調整交付金として市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものであります。前年比較では2,376万6,000円の減となっております。これは、療養給付費等国庫負担金と同様に前期高齢者交付金増額の影響を見込みまして、減額とさせていただいたものでございます。

次に、242、243ページをお願いいたします。4款療養給付費交付金ですが、1億3,950万7,000円は、前年比較で528万1,000円の増となっております。退職被保険者等に係る医療給付に要する費用として交付されるものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の加入率に応じて保険者間の負担の不均衡を調整する目的で交付されるものでございます。今年度は5億4,050万8,000円で、前年比較1億1,948万7,000円の増で積算計上をさせていただきました。この大幅な増となっておりますが、このうち約8,000万円は平成21年度分の確定による追加交付分を見込んでおります。

なお、この前期高齢者交付金の増額は、これまでの説明でも触れさせていただきましたが、国の療養給付費等負担金、財政調整交付金のほかに、この後説明させていただきますが、第6款2項1目の第一号県調整交付金及び第7款の共同事業交付金等にも影響をしております、それぞれ減額

の原因となるものでございます。

続いて、6款県支出金でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金及び2目の特定健康診査等負担金は、それぞれ国庫負担金と同様に県負担分として交付がされるものでございます。

次に、2項県補助金の1目第一号県調整交付金であります。5,558万2,000円で、前年比較では1,901万1,000円の減で見込んでおりますが、定率国庫負担減少の影響を考慮しまして、減少分の補てんとして交付されるものでございます。

次の2目第二号県調整交付金1,654万8,000円は、人間ドック等健診助成事業及びレセプト点検等の医療費適正化対策についてそれぞれ助成されるものであります。

また、244、245 ページにありますが、その他特別調整交付金として1,100万円を計上させていただいておりますが、これは徴収評価、医療費削減の取り組みなどに対して交付されるものでございまして、平成22年度までの実績に基づきまして今回計上させていただいたものでございます。

次に、7款共同事業交付金の1項1目共同事業交付金は3,416万1,000円で、レセプト1件80万円を超える高額療養費に対し、交付基準に基づいて交付されるものでございます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金は1億1,993万5,000円であります。県内の市町村国保間の保険料の標準化、財政の安定化を図るた

めにレセプト1件 30 万円を超える療養費に対しまして交付基準に基づき交付されるものでございます。

1目の共同事業交付金及び2目の保険財政共同安定化事業交付金、ともに前年比較では大幅な減となっております。これも前期高齢者交付金増額の影響を見込みまして計上させていただいた結果でございます。

8款は省略をさせていただきます、次に9款繰入金ですが、1項1目の一般会計繰入金は 5,499 万 8,000 円であります。内訳としまして、1節保険基盤安定繰入金 2,155 万 9,000 円は、一般被保険者に係る保険税軽減分を繰り入れるものでございまして、この財源の負担割合は、県が4分の3、町が4分の1でございます。2節出産育児一時金繰入金 586 万 6,000 円は、出産育児一時金支給額の3分の2を繰り入れるものでございます。3節国保財政安定化支援事業繰入金 517 万 1,000 円は、国保財政の健全化、税負担の平準化に資するために繰り入れられるものでございます。4節その他繰入金 1,389 万 1,000 円は、人件費、事務経費、保険事業経費等についての繰り入れでございます。5節の保険基盤安定(保険者支援分)繰入金 851 万 1,000 円は、保険税の軽減対象人数に応じまして国が4分の2、県及び町がそれぞれ4分の1の負担割合で繰り入れるものでございます。

次に、246、247 ページをお願いいたします。10 款繰越金ですが、その他繰越金は、前年度繰越金を 1,000 万円と見込み計上させていただきました。

11 款は説明を省略させていただきまして、以上が歳入でございます。

続きまして、248、249 ページをお願いいたします。1 款総務費につきましては、事務的経費及び国保運営協議会運営経費等の計上でございます。

次に、250、251 ページをお願いいたします。2 款保険給付費の1 項1 目一般被保険者療養給付費ですが9 億 8,202 万円で、前年比較では 3,736 万 4,000 円の減となっております。なお、この予算上の比較では減となっておりますが、22 年度の決算見込額に対しましては 1.7%の増額ということで予算計上をさせていただいております。

次に、2 目の退職被保険者等療養給費ですが1 億 1,104 万 6,000 円で、前年比較は 335 万 4,000 円の減となっております。60 歳から 64 歳の退職被保険者約 495 人分を推計、計上いたしております。

次に、252、253 ページをお願いいたします。ページ中段の2 項高額療養費の1 目一般被保険者高額療養費は1 億 754 万 9,000 円、2 目の退職被保険者等高額療養費は 1,806 万 8,000 円ではありますが、それぞれ被保険者の一部負担金が一定限度額を超える場合にその超える額について負担するものでございまして、22 年度の実績に基づき積算計上させていただきました。

次に、254、255 ページをお願いいたします。4 項出産育児諸費1 目の出産育児一時金ではありますが、924 万円で、1 人当たり 42 万円、22 人分を計上させていただいております。

次に、5項1目葬祭費であります、250 万円で、1件5万円で 50 件分の計上でございます。

256、257 ページをお願いいたします。3款1項1目の後期高齢者支援金は2億 2,797 万 1,000 円で、1人当たり4万 5,461 円で、5,322 人分として積算計上いたしております。前年比較では 1,072 万 5,000 円の減となっておりますが、これは平成 21 年度の確定に伴う精算分として約 1,400 万円が差し引かれることを見込み計上させていただいた結果でございます。

4款、5款は省略をさせていただきまして、258、259 ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金は 9,712 万 9,000 円で、前年比較 622 万 3,000 円の減であります。国保加入者のうち介護保険第2号被保険者分を支払基金へ納付するものでございます。

次に、7款1項1目共同事業医療費拠出金は 5,200 万円であります、1件 80 万円以上の療養費に対し交付される共同事業交付金に要する費用として一定割合を国保連合会へ拠出するものでございます。

次に、4目の保険財政共同安定化事業拠出金は、1億 4,212 万 7,000 円でございます。こちらにつきましては、1件 30 万円を超える医療費に交付される交付金に要する費用として一定割合を連合会に納付するものでございます。

次に、260、261 ページをお願いいたします。8款保健事業費の1項1目

疾病予防費ですが、1,209万5,000円の計上でございます。このうち主なものは、人間ドック300人分、併診ドック40人分のほか各種がん検診等の委託料でございます。人間ドックにつきましては、22年度から希望者全員の方が受けていただけるよう予算計上をさせていただいておるところでございます。

次に、2項1目特定健康診査等事業費は、1,188万4,000円でございます。主なものは、特定健康診査等の委託料でございますが、歳入の説明の中でも触れさせていただきましたとおり、23年度予算からは実績に基づきます積算をさせていただいたところ、前年比較では減となっているというものでございます。

9款から11款につきましては省略をさせていただきまして、最後に264、265ページをお願いいたします。12款予備費でございますが、500万円を計上させていただいたところでございます。

続きまして、議案第12号につきまして細部説明をさせていただきたいと思っております。予算案の参考資料につきましては、歳入歳出の構成及び被保険者の推移予想等を載せさせていただいておりますが、ここでは説明を省略させていただきます。予算書のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、予算書の276、277ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目の特別

徴収保険料 6,006 万 3,000 円及び2目の普通徴収保険料 5,312 万 1,000 円を合わせまして1億 1,318 万 4,000 円を計上させていただきました。この特徴分、普徴分の割合につきましては、22 年度の実績に基づきまして特別徴収分を 53.0%、普通徴収分を 47.0%と見込んで計上させていただいたものでございます。

2款、3款は省略をさせていただきまして、次に4款1項一般会計繰入金ですが、1目事務費繰入金^が 164 万円、2目保険基盤安定繰入金^が 2,701 万 3,000 円でございます。この保険基盤安定繰入金は、所得が一定額以下の被保険者の保険料軽減分を県が4分の3、町が4分の1の割合で負担をするものでございます。

5款、6款は省略をさせていただきます。

続きまして、280、281 ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款総務費の2項1目徴収費 114 万円は、徴収の事務経費でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、1億 4,019 万 8,000 円で、前年に比較しまして 98 万 6,000 円の増でございます。特別徴収、普通徴収による保険料及び保険料の軽減分を合わせて連合会に納付するものでございます。

3款は省略をさせていただきまして、最後に 282、283 ページ、4款の予備費でございますが、50 万 3,000 円を計上させていただいたところでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします
す。

○藤野幹男議長 細部説明の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。
おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

細部説明を続行します。

続いて、第 13 号議案 平成 23 年度嵐山町介護保険特別会計予算議定
について、細部説明を求めます。

岩澤健康福祉課長。

〔岩澤浩子健康福祉課長登壇〕

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、議案第 13 号の細部につきましてご
説明をさせていただきます。

初めに、平成 23 年度予算案の参考資料をごらんいただきたいと思います
す。38 ページをお願いいたします。1の歳入の構成でございますが、主なも
のといたしましては、保険料が2億 1,181 万 4,000 円で、全体の 22.1%
を占めております。

次に、国庫支出金が1億 8,069 万 6,000 円で 18.8%、支払基金交付

金が2億7,955万9,000円で29.1%、県支出金が1億4,028万7,000円で14.6%、繰入金が1億4,759万2,000円で15.4%となっております。合わせまして歳入総額が9億6,003万4,000円で、前年度比4.3%の増となっております。

39 ページをお願いいたします。2の歳出の構成でございますが、保険給付費が9億2,164万5,000円で、全体の96%を占めておりまして、前年度比4.8%の伸びとなっております。

続きまして40 ページをお願いいたします。3の被保険者数の推移でございますが、1号被保険者につきましては、本年2月1日現在4,340人で、昨年の同時期と比べますと70人の増となっております。総人口の減少と相まって、高齢化率も年々上昇している状況にあります。こうした中で平成23年度の第1号被保険者につきましては4,420人と推計し、予算編成を行いました。

41 ページをお願いいたします。4の介護認定者の状況でございますが、本年1月末現在で620の方が介護認定を受けられておりまして、昨年の同時期と比べますと57人の増となっております。介護度別に見ますと要介護1の方が124人と最も多く、全体の20%を占め、前年度比47人の増加でございます。次いで要介護2の方が102人で16.5%となっておりますが、昨年同時期と比べますと4人の減でございます。

42 ページをお願いいたします。5の給付額の推移でございますが、平成

22年度の途中10カ月分の合計額が6億7,549万9,181円となっております。昨年の同時期と比べますと1,202万4,131円の増でして、年間の給付費は前年度をさらに上回ることが予測されるところでございます。

それでは、恐れ入りますが、当初予算書をごらんいただきたいと思います。296、297ページをお願いいたします。歳入の第1款保険料の1目第1号被保険者保険料ですが、2億1,181万4,000円で、前年度と比べますと455万3,000円の増となっております。現年度分特別徴収保険料につきましては、収納率を100%、現年度分普通徴収保険料の収納率は87%として計上いたしました。滞納繰り越し分につきましては、滞納額を1,322万円と推計いたしまして、収納率7%で92万5,000円を計上しております。

次に、3款の国庫支出金の1目介護給付費負担金でございますが、1億6,160万4,000円で、前年度と比べますと694万9,000円の増となっております。平成23年度の保険給付費の予定額であります標準給付費を9億2,164万5,000円と推計いたしまして、そのうちの居宅介護サービス費分につきましては4億6,716万3,000円としまして、国負担分20%が9,343万2,000円でございます。また、施設介護サービス費分につきましては4億5,448万2,000円といたしまして、国負担分15%が6,817万2,000円となっております。

次に、調整交付金でございますが、市町村間の財政力格差を調整するために標準給付費に対して平均5%が交付されるところですが、各市町村

の後期高齢者の割合と所得階層の状況等によりまして変動がありますので、本町では1.56%と試算いたしまして、1,437万7,000円を見込んだところでございます。

次に、第4款の支払基金交付金の1目介護給付費交付金でございますが、2億7,649万3,000円で、前年度と比べますと1,261万3,000円の増額となっております。これは40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、もととなります標準給付費の見込み額が伸びておりますので、増額となっております。

298、299ページをお願いいたします。第5款の県支出金の1目介護給付費負担金ですが、1億3,792万9,000円で、前年度と比較しますと671万4,000円の増となっております。県の負担率として居宅分が12.5%、施設分が17.5%でございます。

次に、7款の1項一般会計繰入金でございます。1目の介護給付費繰入金につきましては、標準給付費の12.5%となっております、1億1,520万5,000円を町負担分として繰り入れるものでございます。また、4目のその他一般会計繰入金といたしまして、事務費、賦課徴収費等で2,003万円の繰り入れをお願いするものでございます。

300ページ、301ページをお願いいたします。7款2項の基金繰入金の1目介護保険介護給付費支払準備基金繰入金1,000万円につきましては、

介護給付費の支払いの不足分に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

304 ページ、305 ページをお願いいたします。歳出の第1款の総務費につきましては、第1項1目の一般管理費が308万6,000円と、前年度に比べ97万6,000円の増となっておりますが、これにつきましては賦課徴収費、認定調査費等にそれぞれ計上していた通信運搬費を一般管理費に一括計上とさせていただいたために増額となっております。

306 ページ、307 ページをお願いいたします。第4項1目の運営協議会費24万円が前年度と比べて18万円の増となっておりますが、第5期の介護保険事業計画の策定に当たり、通常年1回開催している会議を4回ほど開催させていただきまして、計画について審議をお願いしたいというふうに考えております。

次に、第2款保険給付費の1目居宅介護サービス給付費でございますが、3億2,254万7,000円で前年度と比べますと937万6,000円の増となっております。主な給付といたしますと、訪問介護が6,840万円で前年度比202万円の増、通所介護が7,490万円で前年度比231万円の増、短期入所生活介護が7,132万円で前年度比198万円の増でございます。

次に、3目の地域密着型介護サービス給付費が4,957万3,000円となっておりますが、グループホーム利用者への給付を予定しております。

308 ページ、309 ページをお願いいたします。5目の施設介護サービス

給付費でございますが、4億 1,104 万 5,000 円で、前年度と比べますと 2,403 万円の増となっております。内訳といたしますと、介護老人福祉施設が2億 5,666 万円で前年度比 1,137 万円の増、介護老人保健施設が 8,659 万円で前年度比 1,267 万円の増、介護療養型医療施設が 6,779 万円で前年度と同額を計上いたしました。9目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、3,202 万 7,000 円で前年度比 101 万 4,000 円の増となっておりますが、ケアプランの作成報酬といたしまして 10 割を給付するものでございます。

310、311 ページをお願いいたします。第2項の介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費が 3,197 万 1,000 円となっております。要介護認定におきまして要支援1、要支援2と判定された方に対しましての保険給付でございます。介護予防訪問介護が 922 万円、介護予防通所介護が 1,281 万円、介護予防通所リハビリが 643 万円が主なものとなっております。

314 ページ、315 ページをお願いいたします。第4項の高額介護サービス等費の1目高額介護サービス費につきましては、2,130 万 1,000 円で前年度比 144 万円の増となっておりますが、介護保険の利用者の負担軽減を図るための経費として計上いたしました。

第5項1目の高額医療合算介護サービス費 210 万 3,000 円につきましても、医療費と介護費の合計額が高額となった世帯の負担軽減のために、

前年度の実績を踏まえ 172 万円の増額をさせていただきました。

316 ページ、317 ページをお願いいたします。第6項1目の特定入所者介護サービス費につきましては、低所得の方が施設利用に当たり負担が重くならないように軽減を図るものでございまして、3,815 万 7,000 円といたしました。

第3款地域支援事業費でございますが、1目の二次予防事業費につきましては、これまで介護予防特定高齢者施策事業費という言い方をしていたものが変更になったものでございます。今年度 500 万 7,000 円を計上させていただきました。前年度と比べますと 174 万 3,000 円の減となっておりますが、主な理由といたしますと、318、319 ページを見ていただきますと、(1)の二次予防事業対象者把握事業とありますが、前年度までの特定高齢者把握事業でございまして、この中でこれまで特定高齢者候補者となった方に医療機関で介護予防健診を受診していただいておりますが、この部分が国の方針で任意となりまして、必要に応じて受診をしてもらうこととなりました。このことから、医療機関への委託料が前年度比 281 万 7,000 円の減というふうになっております。また、一方で、送付した元気度チェック表を記入できない状況にある方や、提出できない方がいらっしゃるのではないかという視点から、チェック表の未回収者対策といたしまして、電話や訪問をできる限り行って、介護予防へつなげるための費用として報償費 90 万円を新たに計上させていただきました。

次に、2目の1次予防事業費ですが、こちらもこれまでの介護予防一般高齢者施策事業費が変更になったものでして、内容的には変わったところはなく、すべての高齢者を対象に、高齢者みずからが介護予防に向けて取り組んでいただくよう育成、支援する経費として528万2,000円を計上させていただきます。

322、323 ページをお願いいたします。第2項の包括的支援事業・任意事業費でございますが、介護予防ケアマネジメント事業をはじめ、高齢者やその家族に対する総合相談や支援、権利擁護事業等を推進する経費でございます。

324 ページ、325 ページをお願いいたします。5目の任意事業費の486万7,000円につきましては、配食サービスや高齢者の見守り訪問に係る経費が主な内容となっております。

326 ページ、327 ページをお願いいたします。第6款の予備費でございますが、252万6,000円とさせていただきました。

328 ページの給与明細書につきましては、ご高覧いただきたいと思っております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○藤野幹男議長 最後に、第14号議案 平成23年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について及び第15号議案 平成23年度嵐山町水道事業会計予算議定について、細部説明を求めます。

大澤上下水道課長。

〔大澤雄二上下水道課長登壇〕

○大澤雄二上下水道課長 それでは、議案第 14 号の細部説明をさせていただきます。

予算書の 334 ページをお願い申し上げます。地方債でございますが、下水道事業の事業債でございます。限度額を 6,750 万円とするものでございます。利率につきましては、4%以内ということでございます。

次に、340 ページ、341 ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、第1款1項1目下水道事業負担金でございますが、3,963 万円、前年度より 2,346 万 9,000 円の減でございます。これにつきましては、下水道事業の受益者負担金でございます。減額の理由は、前年度の賦課面積よりも 23 年度は 5 万 7,610 平方メートルほど減になっておりますので、それによります減額でございます。

なお、一括納入と分割納入、新規賦課につきましては、一括納入につきましては約 85%ほどを見込ませていただいております。残り 15%を分割、それと 22 年度以前の分割納付を積算させていただきまして、このような金額とさせていただきます。

次に、2款1項1目下水道使用料でございますが、2億 790 万円、前年度より 1,827 万円の増でございます。これにつきましては、前年度の納入実績、それから推測等を勘案をいたしまして、このような金額を計上させて

いただいております。

次に、3款国庫支出金でございますが、1項1目下水道事業費国庫補助金でございます。3,000万円。前年度より4,000万円の減でございます。これにつきましては、社会資本総合交付金でございます。減額につきましては、前年度よりも事業量が減となっておりますので、それによります減額でございます。なお、補助率につきましては、2分の1でございます。

次に、4款繰入金の1目一般会計繰入金でございますが、1億8,892万5,000円、前年度より107万5,000円の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

次に、5款繰越金でございますが、1,000万円、前年度と同額を計上させていただきます。

次に、342、343ページをお願い申し上げます。第6款諸収入でございますが、3項1目の雑入27万9,000円でございます。これにつきましては、平成22年度より市野川の流域下水道の小川幹線の土地の借上料、これを平成5年から町が負担をしておったわけですが、22年度より県でご負担をいただけるということで、ここに計上をさせていただきます。

次に、第7款町債でございますが、1項1目下水道事業債6,750万円、前年度より4,530万円の減でございます。これにつきましては、流域下水道事業債及び公共下水道事業債でございます。

次に、344、345ページをお願い申し上げます。歳出でございますが、1

款総務費1項1目一般管理費でございますが、3,523万3,000円、前年度より1,368万9,000円の減でございます。

主な支出項目でございますが、人件費のほかに第8節報償費294万8,000円でございますが、これは先ほど歳入の中でもご説明申し上げました受益者負担金の一括納入された方に対する報奨金でございます。これが前年度よりも207万8,000円の減となっております。

次に、13節委託料でございますが、ここの下水道台帳の委託料、これにつきましては、事業量の減により委託料が98万7,000円ほど減となっております。

次に、19節の負担金補助及び交付金のところでございますが、263万5,000円ということで、前年度よりも386万2,000円ほどの減となっております。これにつきましては、退職手当の負担金、市町村組合への、その部分が大幅に減額となっておりますためでございます。

次に、346、347ページをお願いいたします。第2款事業費でございます。1項1目建設事業費9,861万4,000円で、前年度より8,849万8,000円の減となっております。これにつきましては、15節の工事請負費が7,990万ということで、前年度より7,062万5,000円ほどの減額となっております。なお、23年度の工事区域につきましては、川島地区、平沢地区、区画整理地内でございますが、それと志賀地区の予定をさせていただいております。事業量といたしますと、合計200ミリの配水管を1,230メートル

布設する予定になっております。なお、工区ごとの工事内容につきましては、予算の参考資料 46 ページのほうを後ほどごらんをいただければと思います。

次に、19 節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては市野川流域下水道事業への負担金ということで、負担額につきましては 111 万 4,000 円で、これは3町で負担をいたしておるものでございます。嵐山町の負担割合は 32.02%、それとあと小川と滑川がそのほかを負担をいただいていると、そういうことでございます。

次に、2目の維持管理費でございますが、1億 4,490 万 5,000 円、前年度より 1,413 万 8,000 円の増でございます。これにつきましては、13 節委託料でございますが、このところで下水道の使用料の徴収委託料、これにつきましては前年度より 200 円ほどの増を見込んでおりまして、457 万 8,000 円でございます。

次に、委託料で、今年度新規にお願いをするものが、管渠等の調査委託料、これにつきましては、下水道の超寿命化基本計画の策定の委託を予定いたしておるもので、これが 600 万円でございます。それと、その下の公共下水道水洗化促進委託料ということで、水洗化率の向上を図るために県の緊急雇用事業の補助を使いまして、この委託をしていきたい、そのように考えております。

次に、15 節工事請負費でございますが、599 万円でございます。これに

つきましては、公共ますの修繕ということで、志賀2区地内及び花見台工業団地内の公共ますの修繕を実施をしていくということで、なお志賀2区地内の公共ますの整備率でございますが、23年度末の予定でございますが、77%ほどの整備率になる予定になっております。

次に、348、349ページをお願いいたします。先ほどの補助及び負担金のところで、市野川流域への汚水の処理費の維持管理負担金でございますが、これにつきましては1億757万円の予定をさせていただいております。処理量につきましては、予定といたしましては129万立方メートルを予定させていただいております。

次に、第3款公債費でございますが、1億6,285万9,000円、前年度より136万1,000円の増でございます。これにつきましては、公共下水道及び流域下水道事業の償還金及び利子でございます。なお、このところで償還金、今年度末の償還残高でございますが、申しわけありませんが356ページをお願い申し上げます。地方債に関する調書でございますが、前年度末現在高見込額、22年度末でございますが、33億6,047万6,000円でございますが、23年度末現在になりますと、32億6,511万7,000円になる見込みでございます。9,535万9,000円ほどの減額になる予定でございます。

もう一度、前のページ、349ページにお戻りをいただきたいと思っております。第4款予備費でございますが、1,242万3,000円計上させていただきます。

て、前年度より 111 万 7,000 円の減となるものでございます。

以上で、下水道事業の細部説明のほうを終わらせていただきます。

続きまして、議案第 15 号の細部説明をさせていただきます。359 ページをお願い申し上げます。

まず初めに、業務の予定量でございますが、第2条でございます。給水戸数を 7,390 戸と予定させていただきました。前年度より 30 戸増でございます。

次に、年間の配水量を 288 万 4,000 立方メートル、前年度より 9 万 8,000 立方メートルの減でございます。率にいたしますと 3.29%の減でございます。

次に、一日平均配水量でございますが、7,880 立方メートルを予定をさせていただきます。前年度より 290 立方、率にしますと 3.54%の減でございます。

次に、374 ページ、375 ページをお願い申し上げたいと思います。予算執行計画書に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、これの収入でございます。1款1項1目給水収益でございますが、4億 7,731 万円で、前年度より 342 万円の増を見込ませていただいております。これにつきましては、年間有収水量を 264 万立方予定し、その料金収入ということでございます。

次に、2目の受託工事収益でございますが、100 万円、前年度と同額で

ございます。この工事請負費として公共下水道に関連する水道管の移設を予定させていただいております。

次に、3目その他営業収益でございますが、1,831万9,000円で、前年度より665万9,000円の増額となっております。これにつきましては、2節の新設加入金の部分のところ、22年度もかなりの新設加入者がおりまして、その実績と今後の推計をいたしまして、その部分の収入を多く見込んでいるためでございます。

次に、2項1目受取利息及び配当金でございますが、399万4,000円、前年度より44万6,000円の減でございます。これにつきましては、預金の利息、有価証券の利息等を見込んでおります。

次に、雑収入につきましては17万9,000円、前年度より54万9,000円の減でございます。これにつきましては有価証券の売却益等、その他不用品の売却代金等でございます。

次に、3目消費税還付金でございます。803万3,000円でございます。これにつきましては、23年度の営業行為によりまして還付金が生じるというふうな予測をいたしまして、計上させていただいたものでございます。

次に、375ページ、支出でございますが、1款1項1目原水及び浄水費でございますが、1億553万6,000円、前年度より356万6,000円の減でございます。主な支出といたしましては8節委託料でございますが、2,104万4,000円でございますが、この主なものは水道施設の運転監視業務が

1,522万5,000円でございます。次に、11節の動力費につきましては、2,031万6,000円でございます。これにつきましては、施設の電気料でございます。これが前年度より235万2,000円ほどの減額となっております。

次に、2目の配水及び給水費でございますが、9,207万1,000円、前年度より909万9,000円の減となっております。これにつきましては、委託料が1,082万7,000円で、325万9,000円前年度より減額となっております。これにつきましては、メーターの交換業務、戸数が減となっておりますので、そうしたものによる減でございます。次に、修繕費につきましても、5,274万6,000円で、前年度より516万8,000円ほどの減額となっております。

次に、376、377ページをお願いいたします。3目受託工事費でございます。先ほど収入のところでご説明申し上げましたけれども、100万円で、その公共下水道の関連する水道管の移設の工事費を計上させていただいております。前年度と同額でございます。

次に、4目総係費でございますが、8,638万2,000円、前年度より450万5,000円の減でございます。これにつきましては、人件費等の減が主なものでございます。

次に、377ページの5目減価償却費でございますが、1億4,985万円、前年度より258万9,000円の減となっております。これにつきましては、建物、構築物、機械及び装置等の減価償却費を計上しておるものでございま

す。

次に、378 ページをお願いします。6目資産減耗費でございますが、1,680万2,000円、前年度より1,480万2,000円の増でございます。これにつきましては、固定資産の除却費を計上いたしておるものでございます。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費でございますが、1,344万円、前年度より97万3,000円の減でございます。これにつきましては、企業債の利息の償還が主なものでございます。

次に、1つ飛びまして、3目消費税及び地方消費税でございますが、これは先ほど収入のところでは還付金のご説明を申し上げましたとおりでございますので、支出はございません。

次に、予備費でございますが、700万円、前年度と同額を計上させていただいたところでございます。

次に、379 ページ、資本的収入及び支出でございますが、その収入でございます。1款1項1目の負担金でございますが、これは100万円で、前年度より300万円の減でございます。これにつきましても、公共下水道の関連する水道管の移設を予定をさせていただいております。

次に、2項補助金でございますが、1目国庫補助金1,000万円、1,000万円の増でございますが、これにつきましてはライフライン機能強化等の事業費補助金、国の補助金でございますが、これにつきましては第一水源、

第二水源から第一浄水場までの導水管の布設替え、耐震化の工事の補助金でございます。補助率につきましては、4分の1でございます。

次に、380 ページをお願いしたいと思います。支出でございますが、1款1項1目事業費でございますが、1,454万6,000円、79万3,000円の増でございます。これにつきましては、人件費と委託料でございます。委託料につきましては、配水管の布設工事の測量設計等の委託費でございます。

次に、2目取水施設費2億2,500万円、2億2,500万円の増でございます。これは新規をお願いをするものでございます。工事請負費で第3水源のポンプ及び電気設備をポンプ1台を残して、それ以外の施設すべてを更新をしていくという事業でございます。ここの施設につきましては、第2次の拡張工事当時の設備を補修をしながら今まで運用してきたわけですが、最近取水不能になる事故、故障等も発生をいたしておりますので、ここで更新をして安定的な取水ができるように整備をしていきたいと、そのように考えております。

次に、3目浄水場施設費780万円でございますが、これにつきましても本年度新規でお願いするものでございます。工事請負費として780万円、これにつきましては第一、第二浄水場の濁度計の交換を予定させていただいております。これにつきましても、機器の経年劣化によりまして測定数値が不安定な状態がたびたび発生をするような状況でございますので、しっかりと測定ができるように交換をするものでございます。

次に、4目配水本管布設費2億2,300万円、前年度より2,800万円の増でございます。これにつきましては工事請負費でございまして、老朽管の更新あるいは管網の整備工事を9カ所及び公共下水及び区画整理事業に関連する工事等でございます。2億2,300万円予定をさせていただいております。なお、工事場所等につきましては、予算の参考資料等をごらんをいただければと思います。事業規模といたしましては、口径が75ミリから300ミリの管を延長4,610メートル予定をさせていただいております。

次に、2項企業債償還金でございますが、これにつきましては2,324万4,000円で、前年度より81万8,000円の増となるものでございます。企業債の23年度末の残高予定でございますが、3億5,062万3,060円になる予定となっております。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

これにて平成23年度嵐山町一般会計予算議定についての件、ほか6件の提案説明並びに細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑は予算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

◎予算特別委員会の設置、委員会付託

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

本予算議案6件の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本予算議案6件は、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました予算議案6件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案6件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎予算特別委員会委員の選任

○藤野幹男議長 続いてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条1項の規定により、議長が指名いたします。

予算特別委員会委員は、お手元に配付をいたしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時30分

再 開 午後 3時52分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎予算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○藤野幹男議長 休憩中に、先ほど設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に河井勝久議員、副委員長に金丸友章議員が互選されました。

この際、予算特別委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

委員長、どうぞ。

〔河井勝久予算特別委員長登壇〕

○河井勝久予算特別委員長 ただいま予算特別委員会委員長に選出されました7番の河井勝久でございます。大変な重責を担うわけでありますけれども、23年度の当初予算、特別会計予算が会議員の皆様のご協力によりまして円滑に進みますようお願い申し上げまして、就任のごあいさついたします。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

◎議案第16号の上程、説明、質疑

○藤野幹男議長 それでは、日程第14、第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第16号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第16号は、第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件でございます。第4次嵐山町総合振興計画基本構想は、平成22年をもって計画期間が終了するので、引き続き総合的かつ計画的な行政運営を図る

ため、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする第5次嵐山町総合振興計画を定めたいので、地方自治法第2条第4項及び嵐山町議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

井上政策経営課長。

〔井上裕美政策経営課長登壇〕

○井上裕美政策経営課長 それでは、議案第 16 号の細部につきましてご説明を申し上げます。

第5次嵐山町総合振興計画を作成するに当たりましての基本的な考え方でございますが、3点ほどございまして、1つはだれにでもわかりやすい計画ということでございます。総合振興計画は、町の最上位の計画であります。だれでもわかりやすくする必要があるので、目指す指標を設定することといたしました。指標化することによりまして、だれが、どのような状態であることが目標達成に必要なのかを明記し、毎年検証していくことといたしました。

2つ目は、計画の公開でございます。第5次総合振興計画は、公聴会、アンケート調査をはじめ各種審議会、各種団体などより多くの方の意見を聞

き、審議会は公開し、パブリックコメントを行うなど広く情報を提供し、計画を策定していくことといたしました。

3つ目は、個別計画との整合性でございます。町では、現在総合振興計画以外にも各種事業別計画が作成されております。これらの計画は、町民とともに作成されておりますので、こうした基本計画を念頭に置き、整合性を図る計画を作成していくことといたしました。

以上の3点が計画を策定していく上の基本的な考え方でございます。

それでは、議案第16号の参考資料がお配りしてあると思いますが、参考資料をごらんいただきたいと思っております。

恐れ入りますが、参考資料の一番最後のページをごらんください。参考資料3でございます。第5次総合振興計画(案)策定の経緯でございます。

平成22年4月20日に第5次総合振興計画策定プロジェクトチーム第1回会議を開催いたしました。プロジェクトチームは、各課の部課長を中心とした19人のメンバーで構成されておまして、7回の全体会議を開き、素案の作成、修正、加筆等に当たりました。

4月28日から5月14日、住民意識調査を実施いたしました。対象は、嵐山町に居住する20歳以上の男女でございます。送付件数2,000人に対し、回答総数は1,010人、回収率50.7%ございました。

5月17日から5月31日、各種委員等に対する調査を実施いたしました。対象は、各種審議会等委員の会長、副課長と区長、民生委員でございます。

送付件数 115 人、回答総数 67 人、回収率は 58.2%でございました。

6月 21 日、農業団体とのヒアリング、6月 23 日、観光団体とのヒアリング、6月 24 日、商業、工業団体とのヒアリングを行いました。また、まちづくり公聴会につきましては、6月 22 日、25 日、26 日の3日間を実施いたしました。

7月 23 日でございますが、第1回総合振興計画審議会を開催いたしました。審議会の 20 人の委員の皆様には、12 月 24 日の第5回最終会議まで活発かつ慎重に審議を重ねていただきました。

8月 24 日でございますが、第1回計画会議を開催いたしました。2月1日の最終会議まで計画会議は審議会前に行うことを基本といたしまして、5回の会議を開催いたしました。

裏面をごらんください。12 月1日から 24 日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。結果、意見提出をしていただいた方は3名ございまして、意見項目は 34 項目でございました。意見内容、回答につきましては、資料1のとおりでございます。

平成 23 年2月 10 日、第5次総合振興計画(案)の答申を会長、副課長で町長に手渡していただいたところでございます。答申につきましては、参考資料2として添付させていただいております。

以上が、これまでの計画(案)策定までの経緯でございます。

それでは、第5次総合振興計画(案)をごらんください。めくっていただい

て、目次でございます。第5次総合振興計画は、第1章から第5章までの全5章で構成されております。第1章は序論でございます。第2章はまちづくりの将来像、第3章は施策の体系でございます。第1節から第6節まで6つの施策を定め、計画的な行政運営を進めることといたしました。第4章は重点的施策でございます。特に重点的に取り組む²² 施策を定めたものでございます。第5章は各施策の内容でございます。第3章の施策体系に基づく内容でございます。

めくっていただきまして、1ページをごらんください。第1章、序論でございます。第1節は、計画策定の趣旨でございますが、ご承知のとおり平成¹³ 年3月に策定いたしました第4次総合振興計画が平成²² 年で終了することとなります。この間、地方行政を取り巻く状況も大きく変化いたしました。少子高齢化や人口減少などこれまでにない状況に置かれている、こういった状況を踏まえまして、社会の変化に対応し、これまで以上に町民と行政が協働したまちづくりを進めるために、新たなまちづくりの指針として第5次嵐山町総合振興計画を策定するとしてものでございます。

第2節は、計画の期間と構成でございます。本計画は、平成²³ 年度を初年度といたしまして、平成³² 年度までの10年間の基本的な方針を示したものといたしました。また、基本構想と基本計画を区別することなく一本化することといたしました。さらに、ほぼすべての施策に数値目標を設定しております。毎年度検証を繰り返すこととしております。既に策定している各種

計画等々は細部計画として位置づけ、各計画との整合性を図るとともに、体制の一本化をすることといたしました。見直しにつきましては、経済社会情勢の大幅な変化があった場合には実情に応じて見直しを行い、さらに中間年であります平成28年度を目途として本計画の総点検を行い、見直すべき箇所については必要に応じ見直すこととしております。

第3節は、計画策定の背景であります。1、嵐山町の概況につきましては、ご高覧願いたいと思います。

3ページをお願いします。嵐山町を取り巻く社会状況でございますが、要約いたしますと、平成13年からの10年間、社会情勢は大きな変化を遂げておりまして、少子高齢化の急激な進展、インターネットをはじめとする情報通信分野では飛躍的な拡大を続け、人々のライフスタイルや商業、雇用形態にも影響を与えているところでございます。食の安全や犯罪の凶悪化による防犯意識の高まり、相次ぐ大地震による防災意識の高まりなど、安全、安心に対する取り組みもますます重要度を増してきております。さらに、地球温暖化問題をはじめとする環境問題に対する意識も高まってきている状況でございます。地方自治体におきましても、平成12年の地方分権一括法以降、権限移譲など自主性においても大きく道が開けるようになりました。そういった一方で、財政破綻となってしまった自治体があられるなど、財政面においても制度が改正されることになりました。

現在の国の動きでも、地域主権の確立を目指すため地方分権改革推進

計画を閣議決定し、地域主権戦略会議においてさらなる地方分権を進めていくこととしております。基礎的自治体であります市町村が自主的で個性的なまちづくりを行うよう、町民と行政や企業、各種団体との合意形成を通じましてそれぞれが一体となり、サービスの受益者ともなり提供者ともなる協働社会を形成することが、これからさらに必要になっていくものと考えられているということでございまして、こういった状況を人口減少社会の到来と少子高齢社会、急激な情報通信技術の進展、安全、安心への取り組み、地球環境問題の取り組み、地方分権の拡大という内容で記述させていただいたものでございます。

5ページをお願いします。近隣市町の状況でございまして。見ていただくとわかるわけでございますけれども、まず比企地域の人口や産業等の動向をそれぞれの統計から抜粋しております。

人口の状況でございまして、平成18年と比較し、比企地域全体では2.1ポイント減少しています。滑川町は月輪駅周辺の大規模開発によりまして人口が8.5ポイント増加しております。嵐山町の減少率は1.6ポイントとなっておりますが、減少幅は、見ていただいておりますとおり、東松山市に次いで2番目に小さい減少幅ということでございます。

農業の状況でございまして、農業産出額では、平成15年と平成18年、これを比較したものでございまして、比企地域では15.8ポイント減少している中、嵐山町のみ0.9ポイントのわずかでございまして、増加して

いる状況でございます。

次の工業・商業の状況でございますが、製造品出荷額等調査につきましては、平成 15 年と平成 19 年の比較、年間商品販売額につきましては、平成 14 年と平成 19 年の比較でございます。

製造品出荷額等でございますが、嵐山町は 39.3 ポイントの増加でございます、鳩山町の 50.2 ポイントに次いで2番目でございます。

年間商品販売額につきましても 26.2 ポイントの増加でございます、これは滑川町の 27.5 ポイントに次いで2番目という状況でございます。

7ページをお願いします。住民意識調査等の結果でございます。第5次総合振興計画を策定するに当たりまして、先ほど申し上げましたようにアンケート調査を行いました。回収率は 50.7% でしたが、まず住みよさという質問に対してでございます。77.2%の方が「住みよい」、「ある程度住みよい」と回答していただきました。「住みにくい」と回答した方は 3.1% ございました。住みよい理由につきましては、「住みなれている」、「自然環境がよい」、こういった順番になっております。また、移転したい理由につきましては、「交通が不便」、「公共施設が整っていない」が2番、「買い物に不便」という順になっております。

次に、生活環境の総合評価でございますが、8ページの上のグラフをごらんください。生活環境の総合評価における満足度及び不満足度の上位 10 位ということございまして、満足度の上位 10 位でございますが、「身近

な緑の豊かさ」、これが 65.1%で1位、次いで「空気のきれいさ」、「水道の
おいしさ」、「安全性」でございます。以下、ごらんのとおりの順で続いており
ます。

不満足度の上位 10 位でございますが、「バス交通の利便性」、55.5%
の方が不満ということで1位、次いで「夜道の安全や防犯」、「河川、水路な
どの汚れ」、こういった順になってございます。以下はごらんいただいている
とおりでございます。

次に、特に力を入れてほしい施策でございますが、重点的に取り組むべ
き課題につきましては、「高齢者福祉の推進」が 44.7%で最も多く、次いで
「医療体制の充実」、39.2%、「自然環境の保全」という順番になっておりま
す。年代別で見ますと、以下のとおりというところで、またここに表がございま
すが、20代、40代では「医療体制の充実」が1位、30代では「子育て支援
体制の充実」が1位で、「医療体制の充実」が2位と、そういう状況でござい
ます。そして、50代以降になりますと、「高齢者福祉の推進」が断然1位で
ございます。これが各年代の特徴的なものでございます。

住民活動でございますが、ボランティア活動等地域活動への参加につい
てお聞きしたところ、「参加経験者」が 36.1%、「できれば参加したい」が
38%、合わせますと 73.1%の方が地域活動に参加したいということになり
ます。

9ページをお願いします。参加したい地域活動はという問いに対しまして

は、「地域美化活動」、「高齢者・障害者への福祉活動」、「スポーツ・レクリエーション活動」が上位に位置しておりました。

それでは、10 ページをお願いいたします。第2章、まちづくりの将来像でございます。第1節は将来像でございます。町では、今後10年間、かけがえのない自然と豊かな歴史を守り、文化や経済活動を活性化し、人々が心を通わせ、みんなが住んでよかった、これからも住み続けたいと願う「私たちのまち」をつくるため、次のように将来像を設定しますということで、「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」といたしました。

この将来像につきましては、職員から及びプロジェクトチームのメンバーから募集をいたしまして、16 の案が出されました。これをプロジェクトチーム、そして計画会議で検討し、最終的には審議会で決定をしていただいたものでございます。

この将来像を実現するために、町民をはじめ自治組織、NPO、各種団体、地元企業等がこぞって参画し、各主体の協働により行政サービスの向上と地域全体の満足度を高める「地域経営」の視点に立ったまちづくりを目指していくこととしております。

11 ページをお願いいたします。第2節は、人口推計でございます。町では、平成12年をピークといたしまして減少傾向が続いております。平成22年には1万8,974人と1万9,000人を下回ってしまいました。コーホート変化率法による推計では、平成32年には1万6,000人を下回ってしまうとい

う状況でございます。町では、各種施策を計画的に実施いたしまして、将来像の実現を図る中で人口の減少、これを最小限に食いとめることに努めまして、推計を上回る人口の確保を目指していくものとしたしまして、最終年次であります平成 32 年には1万 8,100 人といたしました。

次の第3節は、土地利用構想でございます。将来像の実現を図り、まちづくりの課題に対応するため、財政状況を勘案しながら、総合的、計画的に土地利用を図りますということで、1の住宅地域以降、次ページの自然とのふれあいゾーンまで8つのエリアとしておりまして、ちょっと 14 ページをごらんいただきたいと思いますが、14 ページに土地利用構想図がございます。ごらんいただきたいと思います。

第4次総合振興計画では、平成 18 年、平成 22 年に修正及び追加をさせていただきますましたが、まずそれを基本としたしまして、若干の修正と追加をさせていただきます。修正でございますが、凡例の上から3番目の緑色の緑地保全系でございますが、第4次総振では、緑地系と県自然環境緑地地域と2つに分かれておりました。杉山城跡が県自然環境保全地域に入っておったわけでございますけれども、今回緑地保全系として1つにいたしました。

追加いたしましたのは、金皿山、小千代山、将軍沢緑地、これを緑地保全地域として追加いたしました。

道路では、役場の下から滑川町に抜けます町道1-8号線、計画道路か

ら幹線道路といたしました。また、計画道路としてありました志賀の堂沼から国道 254 号線に至る計画道路及び県道武蔵嵐山停車場線から国道 254 号線に至る計画道路、これらの2つの計画道路につきましては、削除いたしました。

次ページをお願いいたします。第3章、施策の体系でございますが、町の将来像であります「豊かな自然 あふれる笑顔 心の通いあうまち らんざん」の実現に向け、町を取り巻く状況や課題を踏まえ、6つの施策を定め、計画的な行政運営を進めることといたしました。

第1節は、町民と行政の協働による調和のとれたまちでございます。今後 10 年間のまちづくりを進めるためには、町と町民一人一人が私たちの町をつくるという強い自覚と連帯感を持ち、互いに知恵を出し合い、ともに行動することなしには不可能であるとの認識によりまして、施策体系のはじめといたしました。

施策の内容でございますが、コミュニティー活動の活性化を推進していくこと、ボランティアの活動を支援し、住民主体のまちづくりの活性化に努めること、多様な主体による協働のまちづくりを進めること、積極的に伝える広報広聴活動に努めること、平和意識の醸成や啓発活動の充実、国際交流や国際理解に努めること、人権教育や啓発活動を推進していくこととしております。

第2節は、健康で互いに支えあう生き生きとしたまちでございます。施策

の内容でございますが、継続的な生活習慣予防に取り組んでいくこと、病気の早期発見、早期治療の体制づくりや予防接種に取り組んでいくこと、アンケートで特に力を入れてほしい施策でありました緊急医療体制をはじめとした地域医療体制の充実に努めること、子供を産み育てやすい環境をつくるため、相談、支援体制の充実や健康な食生活を地域と一体となって支援していくこと。高齢者につきましては、地域と一体となった体制整備を図っていくこと。障害のある方については、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援、これを行っていくこと。社会保障制度についても、安定的な運営に努めることといたしております。

次に、第3節は、水と緑に恵まれたうるおいのあるまちでございます。アンケート調査の結果でも、水道のおいしさ安全性は、満足度の上位に入っておりますが、町が誇る水と緑をこれからも守っていくために緑地や里山の保全を図っていくこと、計画的な公園整備を行うとともに花や緑であふれるまちづくりを進めていくこと、ごみのない美しい町とするため環境美化活動に取り組んでいくこと、環境保全条例に基づき良好な環境の確保に努めていくこと、ごみの減量化、資源化の啓発を行うとともにごみ処理の充実を図っていくこと、安全でおいしい水の安定的な供給を確保するため自己水の安全対策や施設整備の充実を図っていくこと及び生活排水処理施設の整備を図っていくことといたしました。

第4節は、歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまちでございます。

す。町の未来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長する社会を目指しまして、地域全体で子育て支援サービスを図っていくこと。学校教育においては、学習指導や相談体制の充実を図り、計画的に施設の改修を進めていくこと。文化、芸術を尊重するまちづくりを進めるとともに、スポーツでは「ひとり1スポーツ」運動の普及を図っていくこと、町の豊かな歴史文化の継承と活用に努め、歴史や文化財を活用したまちづくりを進めていくことといたしました。

次ページをお願いします。第5節は、安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまちでございます。この節では、災害に強いまちづくりを推進していくこと、地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくこと。道路整備については、交通の円滑化、利便性の向上、安全性の確保のため計画的な整備を行っていくこと。商業の振興、雇用の拡大を進めるとともに、魅力ある観光事業の充実を図っていくこと。また、安定的な農業運営を支援するとともに、後継者の育成や農業に触れ合い環境づくりを努めていくことといたしました。公共交通につきましては、鉄道会社への要望やバス交通の充実に努めることといたしました。

第6節計画の実現に向けてでございます。第5次総合振興計画が計画的に実現できるよう、町民、各種団体、地元企業等との協働によるまちづくりを進めるための体制づくりに努めますということで、「公益性が高い日常不可欠なサービス」、「私益性が高いが日常不可欠なサービス」、「公益性が

高く日常不可欠でないサービス」、「私益性が高く日常不可欠でないサービス」、この4つの軸を基準とした「財政運営の基準」によりまして、あらゆる事務事業の見直しを常に行い、自主財源の確保に努め、足腰の強い持続可能な自治体運営に努めることといたしました。

次のページをお願いします。第4章は、重点的施策でございます。第3章の「施策体系」のうち、特に重点的に取り組むべく施策を定めたものがございます。括弧内は各施策の内容でございます。

町民と行政の協働による調和のとれたまちの重点施策は、コミュニティ組織の活動の充実及びボランティア活動への支援といたしました。健康で互いに支えあう生き活きとしたまちでは、生活習慣病予防対策の充実、疾病予防の充実及び高齢者の生きがいがづくりといたしました。

19 ページをお願いします。水と緑に恵まれたうるおいのあるまちでは、自然環境の保全、環境型社会の形成及び水資源を守るまちといたしました。

次の歴史・文化のかおり高く子どもの笑顔あふれるまちでは、子育て支援の充実、地域に根ざした学校教育の推進及び特色ある歴史の保存と活用といたしました。

安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまちでは、安全で安心して生活できるまちづくり、個性あるまちづくりの推進及び豊かな農業の推進といたしました。

21 ページをお願いします。21 ページから 126 ページまでが第5章の各

施策の内容となっております。見開きの2ページで各施策の現況と課題、基本的な方針、目指す指標、施策の内容を記述した構成となっております、合計いたしますと53 施策、241 事業、そのうち新規事業は7事業でございます。また、関連いたします計画がある場合につきましては、施策内容の次に関連する計画として記載をさせていただきました。

各施策につきましては、第4次総合振興計画から継続をいたしました事業が多いわけでございますが、毎年度検証を行いまして、効果的、効率的な行政運営を行っていくこととしております。各施策、事業の内容につきましては、既にこの案につきましては、数回にわたり議員の皆様にはお手元に配付させていただいておりますので、ご高覧願いたいと思っておりますが、先ほど申し上げた新規の7事業につきまして施策の内容をご説明申し上げます。

それでは、初めにボランティア活動の支援事業でございますが、この事業につきましては、4カ所に事業設定しておりまして、初めに22 ページの2番目でございます。仮称ふれあい交流センターを住民活動の中心的拠点とし、地域における住民活動の中心的役割を担う人材を育成し、地域活動を支援するものでございます。

次に、24 ページをお願いします。ここでは、住民主体のまちづくりを推進するため、ボランティア団体や個人ボランティアの登録を促し、活動を支援するとともに関係団体等と連携を図り、人と人をつなげる体制づくりに努めることといたしました。指標の内容は、ボランティア登録数及び活動回数とい

たしました。

46 ページをお願いします。高齢者のボランティア活動を支援し、生きがいづくりに努めますとしていくものでございます。指標の内容は、高齢者のボランティア登録者数といたしました。

58 ページをお願いします。地域ボランティアを充実し、活動の支援を行っていくものでございます。指標の内容は、社会福祉協議会へのボランティア登録団体数・登録者数でございます。

それでは、戻っていただきまして、28 ページをごらんください。自治基本条例策定事業でございますが、住民参加の機会の拡充を図り、地域住民等の意思を施策に反映させるため、自治基本条例の制定を図りますといたしました。指標の内容は、条例の制定でございます。目標値は、5年後に制定することといたしました。

30 ページをお願いいたします。平和事業でございます。世界の恒久平和の確立と平和な社会を実現するため、平和の尊さを啓発する事業を推進し、町民の平和意識の醸成を進めていくものでございます。指標の内容は、平和啓発事業への参加者数でございます。

80 ページをお願いします。80 ページ、地域子育て支援拠点事業でございますが、各中学校区に1カ所の地域子育て支援センターを設置し、育児相談に応じ、子育て情報の提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成、支援を行っていくものでございます。指標の内容は、地域子育て支援セ

ンター実施箇所及び年間利用者数といたしました。

次の児童館事業につきましては、子育て支援の総合拠点といたしまして既存施設を活用した児童館機能の整備を推進していくことといたしました。

90 ページをお願いします。90 ページの2つ目の事業でございますけれども、一番最後でございますが、緑の学校ファーム推進事業でございますが、この事業は児童生徒が農業体験活動を通じて、生命、自然、環境、食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとしたものでございます。

120 ページをお願いします。最後となりますが、デマンド交通事業でございます。平成 23 年度から試行的にタクシー利用券を交付いたしまして実施していく予定でございますが、利用状況を把握いたしまして、民間バス路線も含めてさらに検討し、充実を図っていくことといたしました。

以上が新規7事業でございます。

以上で、第5次総合振興計画(案)の細部説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

◎第5次総合振興計画審査特別委員会の設置、委員会付託

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

本件の審査に当たっては、会議規則第39条の規定により12人の委員をもって構成する第5次総合振興計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は12人の委員をもって構成する第5次総合振興計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま第5次総合振興計画審査特別委員会に付託いたしました第16号議案 第5次嵐山町総合振興計画を定めることについての件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎第5次総合振興計画審査特別委員会委員の選任

○藤野幹男議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました第5次総合振興計画審査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名いたします。

第5次総合振興計画審査特別委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、第5次総合振興計画審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時33分

再 開 午後 4時56分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎第5次総合振興計画審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○藤野幹男議長 それでは、休憩中に先ほど設置されました第5次総合振興計画審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に川口浩史議員、副委員長に畠山美幸議員が互選されました。

この際、第5次総合振興計画審査特別委員会委員長より就任のごあいさつをお願いいたします。

では、川口浩史議員、どうぞ。

〔川口浩史第5次総合振興計画審査特別委員長登壇〕

○川口浩史第5次総合振興計画審査特別委員長 ただいま第5次総合振興計画審査特別委員会を開きましたところ、私、川口浩史が委員長に就任となりました。

10年間の長い計画を持つ本計画ではありますが、しっかりと審査をするために委員会を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○藤野幹男議長 ありがとうございます。

◎議案第19号～議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○藤野幹男議長 日程第15、第19号議案 町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件、日程第16、第20号議案 町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件、日程第17、第21号議案 町道路

線を認定することについて(開発行為)の件、以上3件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 初めに、議案第 19 号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 19 号は、町道路線を廃止することについて(道路台帳の補正)の件でございます。道路台帳の補正を実施することに伴いまして道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を廃止するものであります。

次に、議案第 20 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 20 号は、町道路線を認定することについて(道路台帳の補正)の件でございます。道路台帳の補正を実施することに伴いまして道路法第 8 条第 1 項の規定に基づきまして、町道路線を認定するものであります。

最後に、議案第 21 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 21 号は、町道路線を認定することについて(開発行為)の件でございます。菅谷地内の開発行為の帰属に伴いまして道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を認定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

田邊都市整備課長。

〔田邊淑宏都市整備課長登壇〕

○田邊淑宏都市整備課長 それでは、議案第 19 号、議案第 20 号及び議案第 21 号の細部説明をさせていただきます。

初めに、議案第 19 号でございますが、町道路線を廃止することについてございまして、町道路線廃止調書の表中に記載しております 3 路線は、道路台帳の補正に伴いまして廃止させていただくものでございます。この 3 路線につきましては、道路改良等によりまして現状が変わったことにより、現地と整合を図り、路線を整理させていただくものでございまして、改めて認定するものでございます。

次に、議案第 20 号でございますが、町道路線を認定することについてございまして、町道路線認定調書の表中に記載してあります 10 路線につきましては、道路台帳の補正に伴いまして認定させていただくものでございます。

まず、議案第 19 号に関連します認定路線についてでございますが、5 路線ありまして、町道古里 7 号線の関係では、道路改良に伴いまして町道古里 7 号線と町道古里 375 号線の 2 路線に分けて認定させていただくというものでございます。

続いて、町道菅谷 216 号線の関係では、現地と整合を図るため町道菅

谷 216 号線と町道菅谷 262 号線の2路線に改めて認定させていただくというものでございます。

また、表中の最後に記載してございます町道志賀 96 号線につきましても、現状が変わっておりまして、改めて同じ路線番号で認定させていただくというものでございます。

続きまして、町道川島 203 号線から町道川島 207 号線の5路線につきましても、道路台帳の整備によりまして新たに認定させていただくというものでございます。

次に、議案第 21 号でございますが、町道路線を認定することについてでございます。町道路線認定調書の表中に記載しております路線は、大字菅谷地内の宅地開発の際に築造された道路でございます。開発行為の帰属に伴いまして認定させていただくというものでございます。

なお、議案に関係いたします路線を表示した図面につきましては、議員控室に掲示してございますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤野幹男議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○藤野幹男議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第 19 号議案 町道路

線を廃止することについての件及び第 20 号議案、第 21 号議案 町道路線を認定することについての件、以上3件につきましては会議規則第 39 条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました第 19 号議案 町道路線を廃止することについての件及び第 20 号議案、第 21 号議案 町道路線を認定することについての件、以上3件につきましては、会議規則第 46 条の規定により今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により3月3日及び4日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、3月3日及び4日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時05分)